

令和7年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第1号）

1 令和7年9月9日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	森	ル	イ	2番	浜	田	幸	造	
3番	赤	松	良	雄	4番	水	橋	直	行
5番	進	藤	雅	通	6番	下	末	典	和
7番	末	光	透		8番	信	谷	俊	樹
9番	渡	辺	年	範	10番	閑	田	大	祐

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

5番	進	藤	雅	通	6番	下	末	典	和
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮	地	丈	彦	書	記	岡	田	愛	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町	長	谷	川	正	芳	副	町	長	小	田	博								
教	育	長	佐々木	智	彦	総	務	課	長	坂	田	誠							
企	画	課	長	竹	下	良	二	税	務	課	長	平	道	龍	二				
住	民	課	長	亀	井	成	美	会	計	課	長	岡	田	貴	美				
健	康	福	祉	課	長	川	野	義	彦	地	域	經	營	課	長	三	村	竜	也
建	設	課	長	下	川	昇		環	境	衛	生	課	長	河	田	弘	文		
学	校	教	育	課	長	山	本	秀	樹	生	涯	學	習	課	長	川	本	亮	之

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（閑田大祐君） おはようございます。

ただいまから令和7年第3回大崎上島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（閑田大祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において進藤雅通議員、下末典和議員を指名します。

○議長（閑田大祐君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、会期は10日間に決定しました。

○議長（閑田大祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年5月から令和7年7月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○4番（水橋直行君） 本日は、1問、質問させていただきます。

住民サービスに向けてという質問なんですが、以前、昨年6月の定例会において的一般質問において、グリーンカード券においてフェリー運賃割引をする仕組みを考えたい、長期総合計画策定に当たり正式に運航会社と協議を始めたとあるが、長期総合計画も策定した現在において、具体的に内容が見えてきません。現在どのようになっているか、まず教えていただけますか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えします。

6月の令和7年第2回定例会におきましてもお答えした、いわゆるグリーンカード券につきましては、長期総合計画の策定に当たり運航会社と協議を始めたとお答えいたしました。現在、フェリー運航会社とは、木江地区造船海運振興協議会のメンバーに対し、いわゆるグリーンカードという共通券の在り方について意見を具体的にお聞きしているところでございます。

まずは、関係運航会社の連携に始まり、そしてどういう制度にするかという運営方法、負担など、一つ一つ課題を整理していきたいと考えております。

あわせて、国の関係機関とはこれまで指導を含め支援を頂戴しております。さらに検討を進めてまいる中において、同様に支援を頂戴してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 少しずつでも前進しておるということを聞いて、ちょっと安心しました。

その内容についてなんですかけれども、グリーンカードについて、これ以前話をしよった上で言うと、普通のカード、今町でやつとる、わくわくカード、わくわくポイントカードのようなセキュリティーとか認証ができないような状態でのカードを想像するような回答があつたんですけれども、その上で、一番最初にこれ言われたのがフェリー運賃の割引につなげたい、補助をするという意味だと思うんですが、つなげたいという話だったと思うんですけども、その辺ちょっと間違いがありますか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

今、大崎フェリー同盟という形で、共通券という、要するに30枚セットでの回数券という形、ペーパーという中でなっておりますけれども、他県というよりもほかの世界的な例も見たりすると、今、水橋議員がおっしゃっておったセキュリティーを整えたカードでということもあるにはございます。

しかし、そこまでいくに、まだ国との協議が必要になってまいりますので、いずれにしても我々のDXの方針をきっちりとした上で、その内容も深めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 今まさに町長が答弁いただいた内容が、そのとおりだと思うんですけども、以前、最初のことを言われとったように、このセキュリティーのないようなものでやった場合に、フェリーに特定していますけど、チケットを購入する上で、そのカードを見せたら、例えば今言う30枚の割引をできた金額でのチケット購入ができるとか、そういう形になった場合ですけれども、そのフェリーの回漕店で切符を、チケットを販売していただけの人たちの手間は当然増えてくると思うんです。と、本人の確認が不十分になってくると思うので、煩雑になってフェリーの会社の人たちはまたもう一人窓口の人を増やさないといけない。1人、半人ぐらいになるんかも分からんですけど、という状態に陥ったりして、実際に民間に負担をかけるような状態になると思うので、好ましくないと思うのです。と、セキュリティー的にも誰でも使える状態になるのは、やっぱりなしだと思うまでの話なのですが。

ちょっと今、フェリーとはちょっと違う部分で、安芸太田町のほうで住民サービスをするということで、ちょっと似たようなサービスがあって、m o r i c a カードという地域カードを町民に発行して、地域通貨ポイントとして町内で買物等に利用できるサービスを行っているのですが、どのようなサービスかご存じでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 水橋議員の質問にお答えします。

m o r i c a は、安芸太田町が発行する地域の電子通貨です。全住民に配付したm o r i c a カードや、カードをスマートフォンアプリと連携して、現金をチャージして町内の加盟店での買物やデマンド型公共交通で利用できる仕組みを備えています。また、町が主催するウォーキングイベント等の参加者に地域通貨をポイントとして付与する事業も実施しているというような事業です。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） このサービスですけど、今現在町で行っているわくわくポイントや、商工会が行っている商工会のおと姫カード会ですか、が行っているおと姫ポイントを足したような感じのサービス、簡単に言うとですけど、だと思うんですけど、そういう感じのサービスで間違えてないですか。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 水橋議員がおっしゃるとおり、そういう機能も備えたカードとなっております。また、様々なことに汎用性があるようなシステムを導入して構築をされているところです。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） このカードも汎用性が今あるといった話なんですけれども、アプリと連携してチャージしたりして使えるというような話もありましたが、これは住民サービスとはちょっと離れるんですが、呉市のほうでマイクレかな、か何かというアプリがあって、観光客に向けたポイントサービスを行っていて、登録店、うちでいうたら商工会のおと姫カードの登録店みたいなイメージだと思うんですけども、登録店で割引が受けたりポイントが付与されたりして、そのポイントでまた新たな飲食や買物、観光ができるというサービスがあつたりするんですけども、まさにその汎用性という部分でいうと、そういう形のにもつなげていけるようなカードだと僕は認識しているんですが、そのカードなんですけれども、実際に安芸太田町では事前にお金というかポイントをチャージした状態で全町民に配って、それで利用できるようなサービスを行っております。実際に、安芸太田町の町民の方に聞くと、便利なんですよっていう話を耳にしました。

ただ、この安芸太田町というのは病院とかもあつたりして、お金として使う範囲がたくさんあつたりする行政なので、たくさんためたポイントを現金化することはできないので、そのポイントでいろんなサービスを受ける上でのポイントの使い道というのがたくさんあるんですけども、我が町でいうと商工会等々、地元の地域で使えるようなものに関して言うと、病院は町営の病院というのではないので、大きなお金でちょこちょこちょこ使えるような場所もないで、実際にそのまま同じような使い方は適してないと僕は思うのですけれども、その辺はどういうふうな感覚でいますか。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 水橋議員がおっしゃったように、安芸太田町のものをそのままこの大崎上島町で使用したとしても、なかなか利用促進が図れないんじゃないかなと思いますので、この町に合った設備なりシステムなりを構築してやるのが一番いいのかなと感じております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 私もまさに、新たにというか、もう全てを新しくするという意味の新たにではないんですが、いいところを吸収しながら付加したシステムを構築してやるのが一番最適じゃないんかと思うのですけれども、このカードも国のほうから補助金をいただきながら導入しまして、結構大きな金額がかかっていると聞いています。その中で、交付金の期限もあともう数年で、その後の更新費用もまたかかってとかというと、大きな金がかかったりするので、一概にそのままを右に倣えてやるとなると、うちの町の負担も大きくなってくると思うので、なかなか難しいんじゃないかなという感覚は僕も持っているんですけども、このカードに代わるものとしてですけれども、マイナンバーカード、国が無料で配布してくれているカードがこれに代わるものとなり得ると思うんです。

その中で、マイナンバーカードっていわれるものは、マイナンバーはマイナンバー、中にICチップが入ってきて、ICチップはICチップ、その中でできること、できないことというのが明確に決められていて、今現在、国ではマイナンバーカードでは免許証になつたり保険証になつたり等して、そこに指定銀行が登録できるとかというのがあったりしますけれども、今そういうのを使う上でですけど、今の町、我が町でのマイナンバーカードを利用して住民サービスを向上さすとした上で、現在保有率がどれぐらいあって、今後の見込みというのはどういう状態にありますか。

○議長（閑田大祐君） 住民課長。

○住民課長（亀井成美君） 水橋議員の質問にお答えします。

大崎上島町の令和7年7月末時点のマイナンバーカードの保有率は、人口6,779人、令和7年1月1日の人口基準に対して保有者5,597人で、82.6%となっております。

今後の見込みとしては、現在マイナンバーカードを保有していない方は、主に外国人や意思を持って保有していない方々なので、大きな変動はないと見込んでおります。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 外国の方、意思を持っての方、あと例えば施設に入っている方とかというのも実際持ってないように聞いたりするんですけども、実際は持つとられるんですか。率としての話ですけど。

○議長（閑田大祐君） 住民課長。

○住民課長（亀井成美君） 施設に入っておられる方というふうに限定して、ちょっと確

認はできていませんが、持っておられる方、持っていないやらない方、それぞれあるとは思います。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 住民の方、大多数の方が持たれているということで、残り、持つてない方にもどんどん推奨してという話には当然なるんだとは思うんですけども、今全国においてもこのマイナンバーカードを利用して様々なサービスをするというのを推奨して、いろいろ自治体にも働きかけてるように伺いますが、今現在、町の中で考えているものとすれば、今DX推進チームでやっている書かない窓口であったりとか、コンビニ交付したりするような構想もあるように聞くのですけれども、そういうほかにまだ何か目に見えたような形で考えられているようなことってありますか。

○議長（閑田大祐君） 誰か答えてください。

企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 水橋議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードを活用した住民サービスの拡充、そして様々なシステムとの連携による利便性の向上は、本町が目指す住みやすい町において重要な視点であると認識しております。

一般的には、マイナンバーカードを活用した住民サービスの事例としては、コンビニ交付、図書カード、地域ポイントなどがございますが、本町では現時点においてこれらの独自のサービスの提供には至っておりません。

ご提案にございました、本町が発行するわくわく元気ポイントや、商工会が行っているおと姫カードサービスとの連携による、いわゆる地域通貨の導入につきましては、住民サービスのさらなる拡充や地域経済の活性化に資する可能性を秘めているものと認識しております、ご提案の意図するところは十分ご理解いたします。

このようなマイナンバーカードを活用した地域通貨の導入には、幾つかの課題があることも認識しております。特に、他自治体の事例を踏まえますと、システムの導入に係る初期費用や、その後の維持管理に係るランニングコストが高額となる可能性がございます。また、マイナンバーカードの未取得者への対応につきましても、公平なサービス提供の観点から、どのような代替手段や支援策を講じるか慎重に検討する必要があると考えております。

本町におきましては、まずマイナンバーカードを活用した代表的な住民サービスの一つ

でありますコンビニ交付の導入検討を進め、24時間いつでも全国のコンビニで証明書を発行できる環境を整えていきたいと考えております。

今後も、マイナンバーカードやデジタル技術を活用した効果的な施策、事業について、住民の皆様のニーズを慎重に見極めながら、引き続き調査検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 今、先ほどの答弁で、前向きにいろいろ考えにやいけないという認識はあるということで、この最後に質問をしている、今町民サービスが広がると、マイナンバーカードを活用して広がると思われますが、わくわくポイントや商工会の行っているおと姫カードサービスなど、いろいろなシステムと連携すればサービスの可能性が広がる町民サービスツールの導入などは検討する気はないのかという部分に関しては、結果、その気がある、しっかり問題点も考えながら検討していくという気持ちがあるという認識で問題ないですか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

おっしゃられるとおりでございます。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） その上でなんですけども、まさにこれ僕は勝手にすごい住民サービスをする上で魔法のカードといったら大げさな話かも分かりませんが、いろんな活用方法があるカードだと思うのです。

ただなんですが、これマイナンバーカードに関しては、やっぱり悪い報道等々で悪い風潮があるんじやという認識も多くの方が持たれているのは事実だと思います。の中で、今まで国も一生懸命たくさんの人々に持っていただこうという活動というか、施策を打ったりしながら、それに大崎上島町行政も一緒に参加しながら保有率をどんどん上げてった過去というか、もうこれは去年、おととしの話ですけども、増えていったと思います。

その上で、さらに活用する上でなんですが、これは国会議員の先生方との質問をする上において何人かと相談、話をさせていただいたんですけども、国はどんどん活用を広げていけど行政に言う割には、1円もお金も出さず、できる土壤をつくってくれないじやないかと、そういう土壤をまずつくってもらわないと、行政、特に田舎の財政もなかなか厳しい市町村まみれだと思いますので、そういうところをしっかり考えた上で進めでもら

わないと、なかなか広がっていけないのが実情だと思うんですが、その辺はどのように思われますかという質問を何人かにさせていただいたんですけども、全員口をそろえて国が間違えているっていう話で、これに関してはちゃんとしっかりと僕らも国の中でしっかりと検討した上でそういう手助けができるような施策もしっかりとつくりていきますという回答をいただいたんですけども、実際に町として、今先ほど言われたように大がかりなシステムをつくろうと思ったらお金もたくさんかかると思うんですが、少なからず導入に関して、今デジタル構想の下、しっかりと導入費用等々に関してはある程度補助が出てくると思うんですけども、その辺に関しては僕の認識は間違えてないですか。

○議長（閑田大祐君）企画課長。

○企画課長（竹下良二君）水橋議員のおっしゃる今の方針性によって、交付金とか補助金とかいろいろ使途があって、そこをどうやって活用するか。その前に、うちの町にそぐった今のデジタル化等をして町民サービスができるかというところに、うちのDXの中でいろいろ他の課と調整を取りながら図ってることでありますので、その費用の面については何をするかによってでかなり違ってくるというような認識であります。

○議長（閑田大祐君）水橋議員。

○4番（水橋直行君）なんで、その中で単町で全て出すわけでもない、それなりに補助をいただきながらという認識で間違えてないですね。

の中の上でなんですけども、このシステムに関して言うと、先ほど言われたとおりでつくり方によってたくさんのお金がかかるシステムも当然ありますし、少ないシステムもたくさんあります。セキュリティーという面でいうと、町に入るシステムに入るセキュリティーでいうと、当然強固なセキュリティーを施しているシステムを町は使っていると思うんです。国もそうですし、県もそうだと思いますけど。

その中で、いろんな脆弱性を取り除いた状態のシステムを安価につくることは、単体単体で考えた場合にはできると思うんですけども、その中で一度に、一遍に全てのことをやろうと思った場合にはなかなか大きなお金がかかっていくと思うんですけども、少しずつ、1つずつ町民サービスを進めていった場合には、一度に大きなお金がかからないよう思うのですけども、一気に全てができるような住民サービスが、これができれば一番最高ではありますが、当然そんなことは不可能だと思うんですけども、ちょっとずつちょっとずつお金の、少しでもお金のかからない状態で進めていくという手順というのは、町として踏んでいくのは可能ですか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） おっしゃるとおり、そういう方向性も検討はしております。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） その上でなんですが、このマイナンバーカード、一番危ないって言われとったのが、落とした場合に危険じゃないか、個人情報が全部盗まれるじゃないか、お金が全て出されるじゃないかとかという風評があったと思うんですけども、実際にこのカードで他人のカードを取得した場合に取得できる内容って、僕たちが持っている運転免許証程度のものの危険は当然ありますが、お金を下ろされるという部分と別部分ではキャッシュカード並みの危険性があった。ただ、これ皆さん恐らくお持ちだと思うので、今現在お持ちであるキャッシュカードであったり身分証明したりする免許証であったりするものと、危険性というのは大差ないものと思うのですが、実際に行政の立場として、それって間違いがありますか。

○議長（閑田大祐君） 住民課長。

○住民課長（亀井成美君） 水橋議員のおっしゃられるとおりだと思います。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） そのとおりだと僕も思うんですけども、ただ実際にこの話、僕がこういう思いがあるんよという話をしたときに、やっぱり不安じゃというて言う人の声もたくさん聞きましたので、その辺もしっかり理解していただきながら、なるべく早期に住民サービスができるように考えた上で、せっかく国が無料で交付してくれているマイナンバーカードを利用し、その部分だけでも数千万円、実際にm o r i c a カードはかかっていると思うんですけども、この数千万円は少なくとも国から交付していただいているので、ただのカードでそれを広げてくれっていうことでわざわざ交付していただきとるカードが、今現状82.6%、約83%の方が今町民の方も持たれています。残りの方も、意識的に持たない方っていうのは恐らく、これは推測でしかないですが、危険じゃ、怖いという思いの下、つくらなかつた方も多数いるんじゃないんかと思われます。そういう人たちにも分かっていただけるように、住民サービスを進めていけるようにですけれども。

例えば、これは僕の案ですが、今一番最初のグリーンカードの目的に戻りますけども、まず1個ずつやるという上でなんですが、このマイナンバーカードを持った上で、個人を特定するという上で必要なものっていうのが、インターネットにつながるネットワー

クは当然必要で、そこにパソコンとかがあると数千円のF e l i C a認証カードみたいな認証する装置が必要になってきます。もしくは、ネットワークのない例えば事業所等々だったりする場合には、スマートフォンを1台置いとくことによって、その使用料はある程度何千円か払わにやいけないでしょうけど、持っていることによって、その認証のシステムをしっかり使いさえすれば、町が持つてあるシステムと連携を取りながら個人の認証ができる状態がつくれます。

このハード費用っていうのは、先ほど言うたデジタル構想の中での交付金等々、補助の中でしっかり補助がしていただける期待があります。という上で言うと、町のお金というのはあまりかけなくても、住民の方にしっかりしたサービスにつながる基盤ができる。その基盤をつくった上で、徐々にプラスのシステムを付与してって、今例えはあるもので言うと、先ほど言ったわくわくポイント、実際もう運営してます。これを地域通貨のように使って、今だったら5,000円ですか、年間、を利用できる。ほんで、地元でそれは使ってもらい、還元できるようにするとか、今のおと姫カードを商工会と連携しながらこの基盤を使ってもらって、商工会のほうでシステムは運用していただく。ただし、その基盤は町がしっかり準備しているので、そこを利用すればそのおと姫カード会といわれる商工会の中での会の運営の中で、安価に利用できる状態がつくれるという、僕の中では夢のようなカードだと思っているんですけども、そういうふうな順番で進めていくっていう構想をしてみてはと思うんですが、町長、どう思われますか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

いずれにしても、前提の条件と、それと町民が必要としている内容というものをマッチングするような形で進めていきたいと思っておりますので、DXのほうで慎重な検討はこれからも進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） もうできる限り進めていただきたい、ほんまにもうその気持ちなんんですけども、今言うた、一番最初のグリーンカードに戻りますというて言った部分なんんですけども、これはもう町長のほうでも、このとき僕もそういうやり方というかそういう思いというか気持ち、進め方というか内容については僕も大賛成だったんで、当時、ええことですねという話をさせてもらったと思うんですけども、このグリーンカード、うちの町でいうとよく問題になるフェリーの運賃っていうのは、やっぱり各民間の会社の方が運

営していく上で必要な金額をいただいている、航路によっては赤字の航路もあったりして、そこは町が補填してという運営をしながら進めています。

このフェリーというものっていうのが、本土に住んでいると国道と変わらないもので、たまたまこの大崎上島町、離島に住んだばっかりに余分なお金がかかっているのがフェリーだと僕は思っているんですけども、その中で、今のこのサービスにするシステムのという部分は除いて、今も現状一生懸命やっていただいている、国に対して、県に対して要望で、フェリーがないのだから、もうちょっとそこに対しての補助をしっかり出してほしい。例えば、橋があった場合の整備費というか補修費用を見てもらえないかとか、運賃を補填してもらえないかとか、いろんな要望を町も議会も一緒に出してみたり、別々にそれぞれの要望を出してみたり、今現状でたくさんしています。

ただ、それがなかなか実を結ばないのは、ここだけのお願いをすぐはいっていいうような、国全体でいうとないので、それを離島振興会の中で、町長も今副会長でしたか、役職を持ってしっかりとその離島振興協議会の中でも発言していただき、実現に向けていろいろ動いていただいていると思うのですけれども、それはまずはそれ。

国の中で、今マイナンバーカードを利用する上で、その利用するサービスに対してもつと町が、行政が参加、広げていきやすいようにしっかりと支援をしていただくという要望、これはまた別だと思うんです。

それと、その中でも町が主導を持ってできる内容の中で、できるだけ早期に実現していくというのが、これが僕たち町の中で行政を担う、関わる人間の役目だと思うんです。その中で、今の言うた橋に関しての要望は別。広げていく上での要望はもっと別。それはそれぞれやっていかないといけないですけれども、一番最初に言うグリーンカードっていうのは、町民の一番問題になっているフェリーというものに関して国道、例えば距離で高速道路並ぐらいで車で走れるとすごくありがたい。なかなか現実には実現は難しいのは理解した上での話ですけど、それに向けた運賃の減額サービス等々につなげていきたいという話だったので、これを聞いた町民の方々は特にもう今日やる、明日やるぐらいのつもりで当然聞いてたと思いますし、今もそれにすごい期待していると思います。

その中で、行政がやることなので無責任にちょっとパウチした紙で個人認証して補助しますよというのは、これはさすがに駄目だと思いますので、せっかく国が準備してくれたカードでしっかりと個人が認証できて、不正のできないような形で住民の方にフェリーの運賃、例えばもうグリーンカードのときはフェリーの運賃とかすごい表に出てたので、ある

程度の補助ができるながら、それが住民に還元できる、それがちょっとずつ広げれるというタイムリーな動きにつなげていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えいたします。

今、全国離島振興協議会副会長でという、ご質問の中でその状況もご理解いただいていたというところでは感謝申し上げます。といいますのが、今、離島振興協議会だけではなく、広島県の島嶼会という中でも申し上げさせていただいているが、今、水橋議員もおっしゃってくださった、橋が架かるのは町民の悲願であると、その橋が架からないといんであれば、国道に相当する船の道というものをやはり道として考えれば、それができないんであれば、その別の対応を何ができるかで力になっていただきたい。まずは、新造船をつくろうと思っても、各民間の船会社は非常にそういった余力がないと、そういった状態にある中で、とにかく新造船をつくるに当たってまずは潤沢な助成をいただきたいというのは、これは毎年最優先課題として申し上げ続けております。

その中で、なぜそういう話をするかというと、離島の課題というのは非常に皆、大崎だけの問題ではなくて、全体とほぼ共通項でございます。ですから先ほど、副会長である中で離島振興協議会、特に国土交通省離島振興会のほうから言われてるのは、できることを、大崎だったらできるかもしれないということをまず頑張っていただきたいと、それに對して支援をしていきたいと、それを離島モデルとして、離島で困ってるところへ普及させていけたら一番いいんではないかという話を具体的にはしているところでございます。

ですけど、やっぱり国を動かすには単年度主義の予算の時期をそれぞれクリアしていくということで、時間がどうしてもかかってきます。ですけど、その時間がかかるということを言い訳にせず、それを検討していくということは、水橋議員のおっしゃることと同じ気持ちでございますので、常にそれに心がけていきたいと思いますので、町民の皆さんのご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 今答弁のあったように、もう早期になるべくいろんなことが解決できるようにお願いいたします。

また、今のこの当然グリーンカード、特にグリーンカードに関しては、島民、町民の方、期待がすごく大きかった部分もあると思いますので、このフェリー問題、橋問題に関

してというのは、町民の方皆さんすごい興味のあることだと思います。その中で、これからも今はどうなつとるということでいろいろ質問もさせていただきたいと思いますが、できるだけいろいろ、いろんなハードルが当然あると思いますけども、いろんな立場での話もあって、それを活用してもっと早くできること、まだ町の中でももっと早くできること、なるべく急ぎ足で進んでいっていただけることをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（閑田大祐君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

9時40分より再開いたします。

午前9時37分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（閑田大祐君） 休憩を解いて会議を再開します。

次に、赤松良雄議員の発言を許します。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 6月議会の一般質問についての、再度回答をお願いします。

1つ目は、防災無線が受信できない事象が多く発生している回答で、業者が現場に向かい改善していると総務課長の答弁はありました。6月議会では、あんまり強く言わなかつたんですけども、これは本来、町長のことは前回抜かしたんですが、ちょっと気に入らないので、町長は盛谷の区長の時代に防災無線が受信できないとの質問がありましたけども何ら対応せずに、さらに各区の対話会でもその質問が出たが対応してません。町長の対応はどのようにになったのか、お聞かせください。回答した、業者が現場に向かい改善しているのか、具体的な対応を聞かせてください。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 赤松議員の質問にお答えします。

防災無線は、災害時における迅速な情報伝達や被害状況の把握など、住民の安全確保に欠かせない重要な情報手段であると認識しております。

町民の皆様から、電波が届かない、聞こえづらいといったご要望や不具合の報告があった場合には、担当職員が現地での聞き取り調査を行い、状況を確認した上で、防災無線の保守、修繕を委託している専門業者が現場に行き、必要な調整や修繕作業を実施しております。

具体的な対応事例としては、大崎地区において、親局から発信された電波にエラーが生じたことにより、屋外子局で吹鳴障害が発生しましたが、メーカーによる送信波の調整を行った結果、正常に復旧した事例がございます。

今後も、住民が安心して情報を受け取れる環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 町長、先ほど2件言つたでしょ、町長。区の区長会というて。それで、町長はどのように対応したんですか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 赤松議員の質問にお答えいたします。

質問の内容で、何も対応しなかったということはございません。といいますのが、区長のときも当時総務課のほうへそのことも伝え、対応もお願いし、そしてしかるべき、先ほど総務課長が言ったような対応、動いていただきました。また、町長になってから車座談義で盛谷地区でやったときも、そのご意見も副町長同席の上で聞いて、府内の中で、やはりしかるべき対応を取るという形での対応もその流れの中にやっておりましたが、ただ実際の聞きづらいという方にとて直ってなかつたという点については、もしそうであれば申し訳なかつたというふうに思っておりますので、先ほど総務課長が答えましたように、最善の対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 別に追及するために、さっき総務課長が言つたように、防災無線の趣旨を踏まえて、今でも聞こえない人がたくさんいるんです。総務課長は知らないかも分からんけど。これは変な話ですけども、僕最近NTTの電話が使えなかつたという家が3軒、僕のとこに電話かかってきたんです。いつ頃聞こえんかったんって言うたら、半年か1年前じやというて。防災無線もそうなんです。ある人でも、どうせ入らんのじゃけ何もせんでもええという意識があるんだけど、もしいざというときに逃げてもらわにやいけんとすれば、町長が対応というんか、総務課長が対応するのには、例えば区長に対して電波が入らない原因、分かりますよね、電池が切れるとか電子レンジに近いとか無線のアンテナが短いとか、そういう場所の設定。あるいは、もう最終的には総務課長が知つとるよう、アンテナ立つとるのが千四、五百軒あるの知つてます。それをしなければ入ら

ないんです。

だから、いざ逃げてもらうということをすれば、もう一度、町長を追及するんが目的ではないって言いますけども、全世帯に対してまるっきり電池が切れて放つといで入らん家もあるんだけど、いざ逃げてくれと言うたら逃げられんことを含めたら、もう一回区長なりが調査して、徹底的な原因調査、電池を先に取り替えるとか位置を変えるとか、そこら辺を含めて、最終的には屋外無線をつけていつでも入っていつでも逃げられる体制にするためにはそういう、次のことも含めてなんですけれども、町としてのもう聞こえんでもええという家がたくさんおるんをどうするか、それはええことじやないんだけども、いざ逃げてもらうときにはそれが入らないといけないし、ましてや今四千番の電話も知らない方もたくさんいるでしょ。じゃけ、そういうことを含めて、さっき言った追及するんが目的でなしに、本当に入らなかつたんであればすぐ言うてくれと。町としては立芝に言うとかいろんなこと、町の電機屋に言うということも含めてやるべきことはたくさんあるんで、もう一回これから大雨がいつ来るか分からぬ中で、逃げてもらわにやいけんことも含めて、そこら辺を含めてちゃんとした調査をして、最終的には外部無線もつくりながら全家庭が入れるようにしていただきたいんが本来の目的で、町長の言った言わんというたら語弊があるんですけども、担当者に聞いたらそがあな話聞いてないというんも、そら言った言わんでもどうでもいいんですけど、先ほど言いましたようにみんなが入れるような条件にするためには何ができるか、そのステップアップで例えば防災無線でもう一回流すとか区長に連絡して全家庭をもう一回調査してくれと。先ほどベンチとか無線とかということをしてもらいたいということで、ぜひそういう対策をしていただきたいんですけども。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今、赤松議員さんが言われた確認なんですけれども、実際に総務課としても必要な行為だと思っております。

今後、どのようにやっていくかというのは、また協議させていただきたいと思いますけれども、広報活動、区長さんと連絡協議、いろんな方法でちょっと確認していきたいと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 2番目の質問へ行きます。

これも6月議会で質問したんですが、ある家庭が大崎上島に転入したが、子供に対する

補助金等の説明がなく補助金がもらえなかつた。こども医療費助成を周知してないと看護師から聞きました。役場窓口と学校で周知すべきではとの質問に対し、副町長は、子育てハンドブックを配布し周知しているとの回答がありました。

どうして子供たちに対する補助金が、そして医療費補助がもらえなかつたのか、お聞かせください。

○議長（閑田大祐君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野義彦君） 赤松議員の質問にお答えします。

転入時に必要な届出がなされていない場合は、担当課から直接ご連絡を差し上げて手続をお願いしており、現在、児童手当や子育て支援手当等の手続やこども医療費受給者証の発行等が滞っている事例はございません。

こども医療費助成の周知については、町内の医療機関、薬局にこちらの案内ポスターの掲示を依頼して周知を図っております。また、町外から新たに転入される学生、生徒に対しては、各学校の入学説明会に文書を配布して周知を図っています。

次に、子供に対する補助金ですが、国の重点支援地方交付金による住民税非課税世帯等子供加算給付事業では、令和6年6月3日時点で大崎上島町に住民票がある対象世帯に、1世帯当たり10万円と子供加算として1人当たり5万円を支給し、令和6年12月13日時点で大崎上島町に住民票がある対象世帯には、1世帯当たり3万円と子供加算として1人当たり2万円を支給しております。

いずれにいたしましても、本町が行っています事業が支援の必要な方に届きますよう、今後も周知を図ってまいります。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 川野課長から、後から状況を聞いたんですけども、僕が質問したときには、これは申請主義だから難しい点はあるけれども、そうは言うたってこういう家庭にはこういう手当があるとか、こういう申請をすればということで、この間も課長に言った、よそではAIでやって、全ての分をどれに、教育委員会へ行かずに全部できる、やっとるところもあるけども、職員も対応は難しいかも分からぬけれども、研修するということは聞いたったんですが、要はもう少し4月になってメンバーが替わったりした時点で、住民課に替わって分からぬ部分もあることも含めて、課長がもう今度から対応すると言ったんだけども、質問した時点では、副町長が言うようにパンフレットを置くだけじゃ何のことか分からないし、前回も法務省の事務次官をやつとったあの人でさえ役場へ

行っても分かりにくいということなんです。

したがって、普通の人が何が補助金があるかとかということが分からぬんで、もう少し、課長は反省してもらうていいんですけども、それから二度とないようにするための質問なんんですけども、副町長みたいに答弁でパンフレット配つときやええいうもんでなしに、やっぱりこういうことがある、こういうことがあるということを含めた対応をすべきではないかということで再度質問したんですが、副町長、どうでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 6月の答弁におきましては、今いろいろ議員からご質問がございましたので、今の現状についてこのパンフレットを配つて丁寧に対応するようにしてゐるという、そういう意味で答弁をさせていただきました。

今後も、住民の方それぞれ立場といいますか、補助する内容が違うと思いますけども、そこらは丁寧に状況を職員が把握をして、落ちがないように対応していくという、そういうことでよろしくお願ひいたします。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 今、対応をきっちりしてもらうということを言よつたんですけど、僕があのときに質問したのは、看護師さんから、ある家庭は子供の医療の分が出て、もう一個のは聞いてないって。今、全員周知しとるからやつとることでいいんだけど、やっぱり4月時点で、周知だけじゃなしにみんな来てくれとかということも含めてきっちりすべきだ、今開始しとるけいいんですけども、そういう対応をしないと役場がどういう対応になるかということで心配な家庭もたくさんいるんで、できる限りこういう対応とか、こういう補助金があるからこういうふうな申請、あっち行ってくれ、こっち行ってくれということも含めてできるように、最終的にはよその町がやつとる町のデジタル化も含めてA Iで全部できる町もやつとるみたいんで、それだったら担当が替わってもできるし、二、三日の新聞、ニュースが出たんだけど、山口のある県でよその町内の職員が住民課に行って申請したら、物すごく時間がかかった、同じ役場で何でこがあに時間かかるんかという苦情もあった程度の、そういうこともあるみたいですね。それは珍しいやり方だけど、それをやれというんじゃないけども、要は、やっぱりこっち側は申請主義というたつて分からぬんで、できる限りこういう制度があって、この間も紙1枚だけ配つたって見ない人もたくさんいるということも含めて、できる限り対応することと同時に、やっぱり学校だけに任すんじゃなしに、いろんな部門できちつと対応するということをやつていた

だきたいということで、1問目の答弁を終わります。

○議長（閑田大祐君） 質問。

○3番（赤松良雄君） 2番目に行きます。

町と学校の安全対策について。

最初は、役場は月1回、安全衛生委員会を開き、職員の安全施策について討論していますが、何を議論しているのか。

近年、運転免許証を更新していない、交通違反をしたため運転できないことがあるが、どのように対処しているのか。また、アルコール検知器の検査、車検切れ、始業時の点検はどうしているのか、仕事上の免許証の取得はどうしているのか。

また、これは安全とは関係ないんですけど、町民の暮らしの中で、街灯の柱、これは木柱です、カーブミラーの腐食、ミラーの向きが悪い、建物の点検等は誰がどのように責任者でやっているのか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 赤松議員の質問にお答えします。

運転免許証の確認については、本町では職員の運転免許証の有効期間を確認するため、毎年4月及び10月に各課長が所属職員の免許証を確認し、運転免許証確認報告書を総務課へ提出しております。

続いて、交通違反の確認についてです。

交通違反を行った職員については、本人から交通違反確認報告書の提出を受け、総務課において内容を確認した上で、職員倫理要綱に基づき、指導上の措置として厳重注意を行っております。

続いて、アルコール検知器による検査についてです。

令和5年12月よりアルコールチェックが義務化されたことを受け、本町においても各課にアルコール検知器を配付し、職員は毎日酒気帯び確認用紙に記録することとしております。しかしながら、毎日の検査が徹底されていない課もありますので、今後は全員に対し毎日のアルコールチェックを確実に実施し、確認記録用紙の適切な管理を徹底してまいります。

続いて、公用車の自動車検査証の有効期限確認については、公用車の自動車検査証の有効期限につきましては各課において確認を行い、期限が切れる年度の当初予算において検査料を要求しております。

続いて、始業点検については、令和7年5月より始業点検は勤怠システムにより管理を行っております。業務遂行上、必要とされる免許の取得については、行政目的に基づくものである場合、取得に要する経費は町が負担しております。街灯の柱やカーブミラーの向きの調整については、街灯の柱やカーブミラーの向きに関する対応は、各区長から要望書や住民からの通報を受け、その都度、職員が現地確認の上、適切に対応しております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 勤怠ってどういう意味ですか。始業点検の。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 昔はタイムカードで時間をやってたんですけども、システムでタイムカードみたいなものを対応しております。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 普通、始業点検というんは、ボンネットを開けたり燃料を入れたりストップランプがついたり、1対1でやるか、1対1でできない場合はカーブミラーを置いて自分が後ろ前をひっくり返して点検するんが点検というんですけども、そういう点検ですか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） そこまではしません。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 今、郵政で騒がれるとかいうか、やってないことのことみたいなんです。道路運送法上では、運転手は、僕らも普通の車へ乗る前には点検せえというて、しないけども、業務でやる場合はなるべく1日朝1回、誰かが見て、全員して、僕らの会社だったらもう8時半になつたら一斉に出てから全部の車にエンジンかけて、ウインカーとかストップランプとか全部見て、オーケーになつたら点検して、そしてもう一個は運行管理者というんを置かなきゃいけないんです。それ、置いてます。そのチェックがないと出発できないんです。それをやつとんが今回の郵政なんです。点検もしてない、勝手に走りようとかいうこともやつとんで、本来面倒くさいといやあ面倒くさいけども、道路安全衛生も含めて交通安全を含めて管理者を置いて必ず点検へ行く。あとは、スリップサインの見逃しがないかも含めて点検すべきだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 役場としても、安全管理者として安全管理をしております。

今後、今赤松議員が言わされたように、全てのことについて言わされたことができるかどうかというのも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） できるかというて、法律上せんにやいけんことを郵政みたいにしどったら、また車がストップされたら、あれは道路運送法上の問題でストップになつたるけども、本来しなきやいけないことはすべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） できるかというのは、先ほど言われたカーブミラーを見ながら全部チェックするというようなことのやり方のことを説明させてもらつただけなんですが、今後安全管理で必要なことはやっていきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） これ、街灯の電柱、木柱、何本ぐらいありますか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今、正確には分からんんですけども、100近くはあると思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） これも数年前、NTTでは木柱へ登って死んだ人がたくさんいたので、鋼管柱にやり替えました。鋼管柱にやり替えしても、塩害地域の1キロ以内は鋼管柱は亜鉛メッキしてもさびて、安芸津で一番ひどかったのは円周20センチのうちの、残ったんは僅か2センチ、塩水が上がって、塩水、風が吹くから。総務課長ももう新聞でも言つたるに、今街灯とかは県がやつた分は電柱プラス横に支え入れての知つてます。あれは、犬が小便して、あの小便が電柱を腐らすために、街灯とかも全部補強しとんです。

僕もある職員に、この島の人が街灯を直すときに登って死ぬことがあるから、点検すべきじゃし、公開すべきじゃろうと言つたけど、何年たつてもしないんです。これはほんまに死にますよ。あの腐つとの、点検のウッドテスターという機械もあるけど、それは何十万円する機械もありまして、どれだけすがきとるということも分かるし、刺したらできるということもあるんで、早急に点検するか、横に3本のL鋼を入れてバンドを止めれば転倒防止はできるけれども、人の命がかかつて、NTTはもう20年前から木柱を

全部やめました。それは、さっき言ったように死んだから、それまで誰も死ななかつたから点検をして、残つとる電柱に対しても、台帳に残つてないでもたまにあることがあるから、それは撤去してやり替えるということもしとるんで。

それともう一個は、鋼管柱って分かりますよね。鋼管柱もこの島は設置しちゃいけんのんです。ほじやけ、その設置基準もさっき言ったように県が街灯なんかもう補強しとるんです。じゃけ、そういう意味で早急に建て替えと点検をすべきじゃということと、もう役場に言うてもなかなか直らんのんじやけど、いつも右から左なんだけど、そういうことをよそでもやつとるんで、なるべくというか業者には絶対登らさないと、登るときには三点支持でやるとか建て替えするということを早急にしていただきたいんですが、いかがでしようか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） まずは、点検するときに安全管理をしていくっていうことはやっていきたいと思っております。

あと、木柱の、どこにあるかという場所から確認をしながら、今後どういうふうに対応ができるか確認していきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） じゃあ、よろしくお願ひします。

それとあと、カーブミラーなんかも区長が点検せにやいけんのん。要するに、地際にさびとるもんを、後の遊具の点検のときにも話しますけども、点検は難しいんです。ほんで、例えば僕ら電柱だったら、10センチ掘って下がさびとるかどうか、さびとったら腐食し直すということもやつとるんですけども、点検は建設課か総務課がしないと、それぞれの区長に任すというんは、特にカーブミラーなんかは。そのカーブミラーの向きに対してどうせえというんは、それは指示してもらうて点検できるかも分からんけども、根元は総務課というか建設課がやるべきじゃないでしょうか。

そういう、さびて倒れるということを頭にみんなが入つとるかどうかも含めて、どうでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 先ほど回答させていただいた、区長または住民からの報告、要望書の回答なんですけど、それは今赤松議員が言われた向きとか倒れかかってるよっていうような情報があった場合には、うちのほうに情報をもらって、それを早急に直してお

ります。全てのカーブミラーの点検という観点に関しては、総務課、役場が対応するべきだと考えております。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） じゃあ、よろしくお願ひします。

ほんで、その次に、1か月前に下水道点検で人が死んだ話というか、ニュースが出たと思うんですけども、下水道課は河田さんかいね、職員が、河田さんでも男の人がいいんですけども、マンホールに入る免許があるのご存じですよね。職員みんな持っていますか。

○議長（閑田大祐君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

現在、職員に関しましては、安全管理の免許等は持っております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） マンホール、どうやって点検するんですか。中へ入らないと点検できんでしょう。そりや、上から鏡を見るじゃろうけど、本来は酸欠の1種、2種免許があつて、この間の死んだところは硫化水素が発生したために、あの空気を一瞬吸うと死ぬことと、酸素は空気中に21%あるんです。それが18%の少ない空気がたまにあるんで、それも吸つたらもういちころなんです。

それと、もう町長も含めですが、ああいうニュースがあったら下水道課がどうなるという対応をちょっと知ってほしいんです。あれは、空気呼吸器とマスクとロープと、人が倒れたら絶対助けに行くなど、自分の体に全部装備してロープを持って助けに行くことを法律上定められとんです。町長、ほじやけそういう免許が要ること。

もうついでに言いますけども、この間のシルバー人材センターの中でいいことを聞いたんですけども、草刈り機とチェーンソーの免許、シルバー人材はチェーンソーの免許は取ってないですけども、シルバー人材に入る人は全部草刈り機の講習を受けさせたんです。というんが、仕事上で要るんは5.5時間の講習、チェーンソーもそうですけども、必ず要るんです。じゃけ、そういう意味で、女性も取れというたら無理かも分からんけど、役場の職員はいつ災害があるか分からないんで、チェーンソーの講習と草刈り機と、特に下水道、水道関係者は酸欠の免許を、多分2種だったら2日あつたら免許が取れるんで、取れずに何が悪いか知らずに中へ入るということは間違いなんです。

昔は、NTTでは鳥を飼っていて、鳥を下に下ろしとて死んだら出てこいとかという

ことを言よったんが、今は科学的やないんで、必ず酸素検知器を下に下ろして入る。もう今は、下における作業員も検知器もそばにつけとるらしいんです。これが総務課長、安全衛生委員会がそれを、機械を選定しなければならないと法律で書いてあるんです。分かります。

だから、安全衛生委員会は月1回やればええんじゃなしに、そういう下水道の人が免許が要るかどうか、草刈り機の免許が要るか、特に死亡に関わる酸欠の1種、2種の免許、2種を取つとかんと全然駄目なんで、そういう免許と機械をちゃんと選定して、僕らは月1回必ずホース等を点検したり、電池があるとかという点検もして、ロープも一緒に持っていくという風習をつけないと、死んで、悪いんであっちの例を出したらいけんのだけど、ただ落ちたらみんなが助けに行くということをしちゃ絶対いかんのんです。みんな死んでしまうんです。

じゃけ、そういう意味で、その安全衛生委員会をやるんはいいんだけど、特に下水道と草刈り機とチェーンソーぐらいは全員に持たすぐらいの講習をしないと、それから一切もうあしたから、今日から入らさんようにせんと、あの中に空気をプロアーで出して、その中の悪い酸素とか硫化水素を追い出してから中へ入る、検知するということも含めてあるんで、早急にその免許を取らせて、安全対策も月1回やってくれるんはええんじゃけど、そういう法令上のこともきっちつとしてほしいんですが、いかがでしょうか。町長のほうがええね、そういった、町長。

○議長（閑田大祐君） 副町長。

○副町長（小田 博君） ご指摘をいただきました安全衛生、管理者が何かあったときはそういった検討をしているかということでございますけども、今環境衛生課長が答弁しましたように、資格等は取っていないようでございます。

今後、そのようなのがないように、取っていくように指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） それまで仕事、誰がするんですか。

それともう一個は、請負業者も含めてそういう器具とか点検を含めてしないと、よそで死んだ話じゃなしに、島でもいつ硫化水素が発生するか分からぬし、酸欠状態で倒れるかも分からぬし、特に深いマンホールなんかはそういう状態があるんで、そこら辺も早急にもらいたいのと、免許の講習については、今オンラインで5.5時間あれば、広

島からここで全員が取りたいというたら講習ができるみたいなんです。草刈り機とチェーンソーなんか。酸欠も多分できる、酸欠の場合は2日ぐらいかかると思うんじゃけど、早急に、特に男性、男性女性は別じゃないけど、男性の人が中へ入ることが多いから、免許を早急に取らす、そのための費用もかかるんで、そういう意味では何でかというんか、シルバー人材センターがみんなの意見を聞いて草刈りの免許をすぐ取らせたというけえ、立派だなと思うてからやっとんじゃが、あれプラスもう一個、チェーンソーも何でせんかつたかのうということもあるんですけども、早急に取らす体制と仕事上の管理をしていただきたいんですが。

○副町長（小田博君） まず……。

○議長（閑田大祐君） ちょっと待って。ええです。

副町長。ええ。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたマンホールポンプの点検につきましては、担当課におきまして2名程度、講習を受けてマンホールの点検を行うことはできるような状態しております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 副町長。

○副町長（小田博君） 環境衛生課長より新たな答弁をお伝えいたしました。

ほかの今の草刈り機の問題とか、そういうものはまた取得の方法等について検討いたしまして、方法を考え、取得するよう努めてまいります。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 改善していただくんはいいんですけど、総務課長に言うけども、総務課長は急になったけえ難しい点もあるかも分からんけども、安全衛生上の問題は物すごく難しいんで、僕らも分からん点もあるけども、法的にしなきゃいけないこととともに含めて検討してほしいんで、最後ですけど時間外労働について、ご承知のとおり時間外、お金のことで言えば法定時間を40時間超えたとこが25とか、45から360超えたら25とか、ほいで時間外が60超えたら60%とか、割増しね。休日は35%とか、深夜が25%というお金の問題もあるんですけども、職員で60とか100とか80を超えることがあるのかないのか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 毎月、衛生委員会を開いております。100時間を超える職員も今年1名いらっしゃいました。60時間も超えるとか80時間を超える職員も数名いらっしゃいます。

その理由としては、今回は選挙と財務会計の事務が重なったという点もございます。そういう職員に対しては、基準を設けて産業医に面談をするようにして対応するようにしています。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 答弁をしてもううたから、100時間を超えたら産業医にとか、あと60時間を超えた場合も本人の同意で医師の面談ということもあるんで、それをやつてもらつとんはいいんですけども、一つはやっぱりお金の面からいたら莫大な金もかかるでしょ、割増しが。それと、人間の体ですから、今過労死なんかも80超えたら過労死が認められるということもあるんですけども、分散せえというてもなかなか難しいけども、そういうことを頭に入れながらやっていただきたいと思います。

じゃあ、次へ行きます。

教育委員会に行きます。学校の安全点検、設備や遊具等の点検、もう一個、ちょっと待ってください。学校じゃないわ、遊具の。総務課長、あっちか、公園なんかの遊具についてですけども、どのような点検を行っているんですか。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 赤松議員の質問にお答えします。

地域経営課の管轄ですと親水公園が該当になるんですけども、年1回専門業者に委託をして点検を実施をいたしております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 定期的な点検ができている場所とできていない場所がございます。定期的にできていない場所は、今後検討していきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 遊具については、四、五年前から国交省とかが、日常は職員がして、年に一遍は専門的な業者とか資格を持った公園の点検の分をしろということになつと

んで、点検するということの回答はいいんですけども、必ず年1回やっていただきたいと思思いますんで、よろしくお願ひします。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 学校についてですけども、設備や遊具の点検はどのようになっているか。文部省の学校点検チェック解説でいえば、学校が行う点検趣旨、目的は、学校は施設を日常的に使用する者として施設、整備の異常を早期に発見するための点検を実施します、主に目視による異常箇所の発見、その他の進行について点検を実施しますって、いっぱい書いてあるんですけども、時間がないんで、家具の転倒とか非構造物とか家具の使い方とかいろいろあるんですけども、誰が責任者でどのようなチェックをしているんでしようか。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 赤松議員の質問にお答えします。

学校の安全点検についてということですけども、令和6年3月に文部科学省において学校における質の高い安全点検実施の参考になるよう、学校における安全点検要領が作成、公表され、県教育委員会に通じ、町内の小・中学校へ通知をしております。

また、校長会、教頭会において、各校における各所ごとの事故のリスクや点検方法等の周知、指導をしております。ご質問の設備、遊具の点検につきましては、学校の運営等に係るものについては校長が責任者と思われますが、施設に関しては教育委員会のほうが責任者となると考えております。

点検方法についてですけども、毎月教職員が担当に分かれているんですけども、その教職員が担当場所の安全点検を行いまして、担当者が取りまとめ、不備といいますか問題があれば管理職に報告し、その管理職がまた点検し、その点検の結果、軽微な改善が必要な場合は各校校内で対処しておりますが、学校で対処できない場合は学校のほうから教育委員会へ報告があり、教育委員会のほうで検討し、修繕の対応を行っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 文部科学省で事故事例なんかを周知せえっていうことを言よんだけど、なかなか周知してない分。例えば、ゴールポストが倒れてけがしたということも昔ニュースであったと思うし、それは今、下に重しを置いたりするんだけど、普通重しを置いてないですね。例えば、運動会にしてでも、この間中学校の場合はロープを張つとった

けども、そういう事例の共有なんかもなかなかされてないように思うのと、1個あら探しじゃないんですけれども、中学校の体育館のA E Dの電池がこの3月で切れとんです。もう一個は、非常灯の赤いランプが小学校も中学校も切れて、文句言おうかなと思うたら8月2日に中国電力が点検したときに直したんで、直す前に2か月ほど切れたんです。

要は、さっき言うた、誰が、せめて1週間に一遍とか月に一遍、非常設備の点検とか、電池はA L S O Kが点検するけれども、学校も誰が点検するんか知らんけども、もし倒れたときに使えんことはないけども、3月にもう切れとんです。

だから、そういう意味でチェック項目、さっき山本課長が言うた、いろいろ点検するんだけど、安全上の点検と遊具とかそら辺の点検、例えば街灯の非常灯の部分があるでしょう。電柱なんかも。グラウンドの電気を照らす電柱。あれもN T Tは3年に一遍点検しよんです。ひび割れが起きるということもあって。そういう点検もだし、フェンスもさっき総務課長が言よったように、誰が点検するんか分からんけど、全部のフェンスが、あのフェンスはいつ倒れるか分からんという頭で点検するのか、いや要は鉄じやけさびんのじやという点検をするのかということも含めて、きっちとそら辺を頭に入れて点検してほしいんですが、誰がそういう、教育長、県教委とか市教委が校長か教頭に毎月何を点検せえというリストはあるんですか。

○議長（閑田大祐君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 学校は安全でなければいけないところですんで、当然だと思いますが、今様々にご指摘いただきましたんで、もう一度そこは周知していきたいと思います。

基本的に、施設管理については町ですので、我々がそれをやっていくんはあれですけど、日々のことにつきましては、私たちが、教育委員会事務局の者が日々とか毎月とかというわけにいきませんので、基本的に庁舎管理権というのが校長はありますて、庁舎を管理するのは校長の権限、また責任です。

それを受けて、我々が責任の権限がそちらへ移譲しとるということではなくて、日々の責任はそっちにあるということですけども、総括的にはもうそれは教育委員会が責任を持つというのが当然です。

今ご指摘いただいた点について、もう一度校長会等で周知しますと同時に、我々も現地に出向いてみたいと思います。私のほうも、行きたんびにいろんなところの施設を見ますけども、重大なことになるような感じには、私は受けていません。

例えば、遊具に関しましても意外にいろいろと修繕やら改修されていまして、遊具は特に、さっきも遊具じゃないとこでお話しされてましたけど、根元が非常に危ないんです。昭和40年に回旋塔が結構倒れて、昭和40年代に。ああいう回旋塔が最近なくなっていますよね。それも同時に、鉄棒であるとか肋木であるとかうんていであるとか、私も行くたんびに結構根元は注意したり、溶接部分の不備はないかとか、さびの劣化状態とか気をつけてやるんですけど、日々は学校の責任です。やっていきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 昔、僕らが木江におるときに大崎小学校に遊動円木、知っとるかね、課長らも、こうやって動かす分。知らん。つけてあげたんよ。ほじやけど、木じやつたけえ腐って撤去もしたんですけども、点検するというけえいいんですけども。

もう一個、教育長、川本課長にはこの間お願いしたんですが、某学校の電気が切れとんで、本当は学校がちゃんと点検しな、今でも何か二、三か所切れて、川本課長、校長に言おうか言うたがそがあに要らんことせんでめえけえと言うたんですけども、電気が切れたぐらいはちょっと見るとかしてほしいんです。今でも3か所ぐらい切れとるし、この間川本課長に1か所か2か所つけてもらったんですけども、そういう意味で設備点検。

もう一個言えば、例えば卓球の、これは全然関係ない話じゃけど、ピンポン球がグラウンドじゃなしに体育館の中へいっぱい転がつとんです。そういう意味で、先生にもう少しきちつと欲しいと。今、卓球台がめげとんですけども、コロが全部めげとるコロ、卓球台です。コロがちびとんならええんじやけど、めげてまで使用しとることも含めて、もう少しきちつと点検してほしいと思います。答弁はいいです。

もう一個、この間、全協で教育長といろいろ意見の相違があったんですが、子供の安全で学校の製氷機とか冷水機、ミストとか言うたんだけども、僕らの議員のほうも要らない人が多かったんですけども、町長じゃなしに教育長の見解はどうでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） どれを設置するというのをここでお約束するわけにいかんのんですけど、有効なものはやっていきたいと思います。

ただ、この間もお話ししたとおり、どれが有効かがはっきりしてないのが今の現状ではないでしょうか。これだけ暑かつたらどれが有効かって皆さん、何というか万全なものってなかなかないんです。今朝の報道にもありましたけど、今年水泳ができないと。それは、暑さ指数3.1がもうずっと続いているわけですから、ある地域では。ですから、水泳は

できないと。たら、水泳できなかつたらいつするんかというような話になってくるわけなんです。

この暑さの中でやれる、また有効なことはやっていきますけど、それが逆にあだになるようなことがないように、例えば最近ハンドファンを持たせえとか言いますけど、本当にそれが安全なのかどうかというのは誰も確認できていない、ある意味ではバッテリーが熱を帯びてというような事故もあったりするわけですから、本当にどれが有効でリスクが少ないかっていうのを見極めて、できることをやっていきたいと思っております。決して我慢せえとかというようなつもりはさらさらないんで、その点はご理解いただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 静岡県のある学校では、製氷機やクーラーの設置をやってます。これはやっぱり保護者も含めて大変な状況があるんで、スポットクーラーとかいろいろやっているんです。7月26日、これも三重県の大台町には熱中対策で日傘290本と、小学校に全部冷水器、保護者の声が、校長会で製氷機の設置を求める声が上がったため、6小・中学校に製氷機をしていますし、ミストのとかやってます。

だから、できる限りと言うて、価値観がちょっと違うかも分からんけども、できることをするというたら製氷機とかミストとか、そこらのことが最初に。この間も言よったように、ポットを1リットル持っていますけども、午前中でなくなるんで、水だけじゃいけんので塩も含めて早急に対策をすべきだと思うんですが。これ町長はそういう考えはないでしょうか、小・中学校に氷とミストとかという。教育委員会は金がないからそっちへ言いたいと思うんですが。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 赤松議員の質問にお答えいたします。

今、首長が教育委員会の施設整備に関する会議という中のメンバーになっております。この間も会議を8月に招集していただいたときに、通常であれば教育委員会のメンバーでほとんど占めていて、もともと会長職であった熊野町長と大崎上島町長がそこに2名だけいたというのが従来の形でした。それが、どんどん今全体で、予算のことでその全体に関わること、国にどう要望をするかという意味合いで集まっていますので、その部分で首長としてというのは、これから国の動向の来年度の概算要求の中でそういうメニューがあれば考えていくということはあり得るかもしれません。まだこれからの検討課題でござい

ます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） できる限り、小・中学校に製氷機とか冷水機、それとかミストタシクの設置をしていただきたいと思って、この質問は終わります。

次へ行きます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 県道の整備で、もう1時間じゃない、あと12分しかないよね。13分しかないんで、簡単に言います。

下川課長、僕この間、島一周回ったんですけども、大規模農道は木が5か所、溝が8か所、ほで田村薬局からJACKまで行ったら木が50か所、溝が7か所、全部どこの町もなるんです。それぞれどういう点検して、どういう指示をしとるんですか。町民が、もうバスでもぶつかるところがたくさんあるんで、そこら辺の対策をしてほしいという声があるんで、よろしくお願ひします。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 赤松議員の質問にお答えします。

県道、町道の維持管理につきまして、巡回等を行っております。倒木等、除草についても、除草作業と倒木の除去は行うんですけど、なかなか追いついていないのが現状ではあります。また、各区からの要望と職員による巡回によって、異常がある場合には直ちに維持管理を行うようにしております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 資料を見ましたけど、僕が見た資料は、木江からJACKまでが木が51か所、溝が3か所で、沖浦本郷線は木が7、溝が11、明石から木江をぐるっと回って大田までが木が34、溝が17か所、ほで才ノ岬が木が50か所、溝が11か所、これだけあるんですけども、もう少し予算が取れるのか。前も課長と話したんで、県道は3人が1週間パトロールします。僕の質問に書いてあるように、NTTでは台風があったら、僕は豊栄町を3日かけて全部の道路とか、電柱が倒れるとか木が倒れるとかということを点検するんです。

そういう意味で、台風時の点検と日常の分をもっと業者に発注して、民地のことだから民地の人が悪いんは決まってるんですけども、それをさておいてもっと発注して、なるべ

く通行に支障のないようにしていただきたいんですけれども、そういう体制が取れるか。

もう一個は、つるについて、つるは処分する場所がないと言われたんです、業者が。じやけ、そこら辺も検討してもらって、しっかり発注して、民地にも積極的に木を切ってくれ、もう物すごく1メートルぐらい思い切り切るぐらいにせんと、すぐ生えてしまうんで、その対策をお願いしたいんですが。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 赤松議員の質問にお答えします。

現在、やはり限られた予算の中で、予算の範囲内で維持を行っております。前期部分につきましても、もう予算をはるかにオーバーしている状況ではありますので、補正予算で対応をしながら、できるところはやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 町長、特に町の金がないんは分かるんです。県道ぐらいは県に言うて維持費を増やしてもううて、清風館にバスがいっぱい来ても全部木へ当たってセンターラインオーバーしていきよる状況もあるし、もう一個心配なのは、木江トンネル下りたときに大きな木が垂れ下がっとんです。あれがいつ倒れるか分からんのもあるんで、県に対する予算もしっかり取ってもらうて、支障のないような交通をしていただきたいですが、その予算の獲得は、県にしたらいいんですか、県は。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 県道維持の費用につきましても、権限移譲としましてお願いはします。金額の増加について県のほうにお願いはしてるんですけど、県のほうも今の与えられた予算の中でやってほしいというふうな回答はいただいておりますので、今の中で行うようにしております。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 県道、最後の質問をするんですが、教育長、子供さんが明石から自転車で通つとる生徒がおるんですけども、その生徒が歩道に木があるために車道を走りよんです。そういう声は、教育長、話を聞いたことないけえ分からんでもいいんだけど、要は学校の管理上も、そこら辺も建設課が一番悪いんだけど、年に二遍刈つときやこういうことにはならないけど、答弁要らないんですけども、子供は一生懸命そういうことを言よんんだけど、それをどこに言うてええんか分からんという子供もいるんと。

もう一個は、学校教育課長、みゆきの裏はあれは道路じゃないですからね。通学路、あなた方は認めとるのか認めないのか、あれは管理道だから本来は、下川さん、あれ通っちゃいけんのよね、本来、管理道じやけ。ほじやけども、そういうことの段差なんかも少し保護者とか先生、子供なんかにも聞いて、広い道でありながら通れないから県道を走つとる状況もあるので、建設課にぜひ指摘してもらうて、きれいにしてほしいと思うんで、答弁要らんですけど、終わります。

○3番（赤松良雄君） 最後。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 最後、時間がないんで、大崎上島火葬大峰苑の携帯電話、公衆電話について質問します。

6月に質問しようと思ったけど時間がなかったんで、4月の知人の葬式で大峰苑を利用したが、携帯電話の電波が届かなく利用できませんでした。早速、指定管理者と担当課長に公衆電話設置、事務所の電話をコードレスにしてくれとかいろいろ対応しました。

もう一つは、大崎区長会のAさんも母親の葬式に行ったときに電波が使えんということで苦情が出ました。早速、住民課長にはあっこは電波が入らないということを周知してくれという対応をしていただきたいんですけど、問題なのはこれが、町長知つとるよう、おたくらがつくった、おたくって僕は入ってないけえいいんですけども、長期総合計画に入っとんですよね。総務課長、入っとるんです、これ、一番下の分。一番下の分は長期総合計画。長期総合計画というたら、1億円か2億円という工事の分が僕らの思う頭だけど、携帯電話のことが長期総合計画に入るんかということと。

もう一個、僕がすぐソフトバンク、ドコモ、auの携帯を全部借りて、王子の滝より100メートルまでは電波が届きました。火葬場は届かない。火葬場の上の沖浦が見えるとこへ行けば電波が届くということは分かったんで、すぐ携帯電話の会社に電話すると、レピーターを設置すれば、それでも入らなければ外部アンテナを設置すればすぐできますと言うんですけども、課長、今auだけは入るようになっとんじやけども、ソフトバンクか、どこか3つのうち1個だけが入るようになっとんじやけど、もう少し、これは10年前から職員は皆知つとったというんです、携帯電話が入らんのを。入らんかったら入るよう努力することと、事務所の電話を外に置いてみんなが対応できるかとか、もう一個、公衆電話を設置してくれとかという話もこの中に出とるんで、公衆電話なんかすぐできる、3,000円でできるんだから、そういったことは、町長、この文書を僕コピーしと

んですけども、このとおり長期総合計画に入つてましたでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

火葬場大峰苑の携帯電話の通信状況でございますが、現在ドコモ回線は建物内でご利用できます。ソフトバンク回線は、6月下旬に電波増幅工事を行い、現在は建物内でご利用できます。au回線は、建物内では電波が弱いためご利用はできませんが、建物外では電波が不安定ながら通話は可能な状況です。そのため、火葬場大峰苑では、携帯電話のご利用ができない方に限り、事務所内の固定電話をご利用いただけるよう対応しております。

火葬場大峰苑をご利用の方には、手続の際に現在の携帯電話の通話状況と固定電話のご利用について周知しております。

また、ご質問にございましたレピーターにつきましては、auから当初、火葬場大峰苑名義で携帯電話の契約をしていない場合は対象外との回答でした。しかし、要望など協議を継続して進める中で、レピーター設置に向けた現地調査を7月下旬に実施していただきました。現時点では、レピーター設置工事の時期は未定ではございますが、今後設置する方向で進めております。

公衆電話の設置につきましては、auの電波が改善した後、利用者の方々の携帯電話の利用状況などを調査し、必要性を検討します。また、第3次長期総合計画には、火葬場の利便性の向上の一環として通信環境の改善が重要であるため、記載しております。

引き続き、火葬場大峰苑の利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 3分しかないから、町長、的確に答えてほしいんじやが、これ長期総合計画に載る問題ですか。というのは、先ほど言つたようにもっと職員に、10年前から知つとつたら外部アンテナを屋根の上へ立てれる方法も、よそでやつとるんもあるし、僕みたいにすぐ、さっき言った携帯を3つ持つていきやあ、どれが入るかすぐ分かつて、ほいでもう一個、課長、レピーターは窓の外に置いてくださいね、窓際に。いいんですけど、ほいじやけそういう意味で、少しもつと早くできることは、金も要らんし、僕らバイクでぐるっとやつたらすぐ分かるんで、電波なんか入るか入らんかの問題ですから、それが何でこの長期総合計画にやつたって、誰も文句言わんかったんですか。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 赤松議員の質問にお答えいたします。

長期総合計画の80ページに明記しております。その明記をする理由につきましては、あそこの火葬場の利用が交流センター、あるいは通夜、あるいは告別式、そういうしたもので会場のほうを利用して、単なる葬儀場だけではないということがございました。

そういう意味で、昔で言えば焼き場という性格で、その時点でというようなんが強かつたところが、交流の場としての機能が非常に深まっているという意味を含めて、その中に通信回線、それは必要不可欠であろうという、単に通信回線だけという意味ではなく、その不便性というのには皆気づいておって、さらに今そのような利用者が多くなつたところでは必要不可欠ということで、長期計画の中にも大きく取り上げて書かせていただきました。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 1分しかないから、そういうふうに聞いてないんです。すぐできることを何で今まで放つといったんかって聞きよるんです。この長期総合計画を立てる前に入れるほうでなしに足で動いたら電話1本で済むような問題が、長期総合計画へ載つとんがけしからんと言ようだけの話で、ああいう設備が要るというんは分かりますけども、なぜそういうことを、さっき言いましたように10年前から携帯電話がかかって、何をしようとしたんですか。

そういう意味で、もう少し迅速に動いてもらうのと、やっぱりみんなが行ってから葬儀で御飯ができるんじや、人が来れんじや、いろいろ話が出て不評の渦になつとるんで、ぜひ、答えはもういいですけども、早めに改善してもらいたいということで、質問を終わります。

○議長（閑田大祐君） これで赤松良雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時55分より再開いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（閑田大祐君） 休憩を解いて会議を再開します。

次に、末光透議員の発言を許します。

末光議員。

○ 7番（末光 透君） おはようございます。

初めての質問をさせていただきます、末光でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

大崎上島町の各フェリー乗り場におけるバリアフリートイレの整備状況についてお伺いしたいと思います。

大崎上島町の海の玄関口となります各フェリー乗り場には、安心して使えるバリアフリートイレが必要と考えております。垂水港、白水港、大西港、明石港、天満港は現在、多目的トイレを整備した施設は一部あるものの、温水洗浄便座、いわゆるウォシュレットですが、各フェリー乗り場にないのが現状です。

民間の店舗や個人宅では、その必要性からウォシュレットの導入が進んでおります。日本全体では、約80%以上に設置されているのが現状ですが、観光客が真っ先に利用する5つのフェリー乗り場にウォシュレットが一つもない状況というものはいかがなものかと考えております。

大崎上島町が第3次長期総合計画で掲げる観光の振興、高齢者支援の充実、障害者支援の充実、この3つに当たるもので、観光客に向けて非常に大切な取組であると思っております。さらには、私も5月に手術をしたんですが、障害をお持ちの方、あるいは高齢者の皆さんのが安心して住み続けることができるまちづくりの一環として必要だと考えますが、この5つの港の整備状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 末光議員の質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、白水港、大西港、明石港につきましては、バリアフリーのトイレが整備されております。天満港につきましては、改修工事は行っているものの、バリアフリーとはなっておりません。用地等の問題もあり、今後検討をしてまいりたいと思います。垂水港につきましては、民間の待合所につき、状況を把握しておりません。

また、近年の公共施設のトイレには温水洗浄便座、ウォシュレット等が設置されている施設も多くあり、待合所、トイレにつきましても、使用頻度を確認しながら設置していくたいと考えております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○ 7番（末光 透君） それでは、垂水港についてお伺いいたします。

現在、切符売場の外に和式のトイレがある現状ですが、これは民間の施設なので整備が大変難しいという見解でございましたが、観光客が港として使うときにバリアフリーもない、ウォシュレットもないというのは、大崎上島町のおもてなしをする海の玄関口として変えていかなければならないと思うわけでございます。

また、5つの港の中でも、垂水港は和式のトイレでございまして、私自身の経験ですけども、5月の手術後、その後のリハビリではトイレに本当に苦しました。洋式のトイレに手すりがあってやっと安心して使えるという生活を、3か月半の入院の中で経験をしてまいりました。高齢の方、障害のある方のことを考えますと、ぜひとも改善が必要と考えます。

この垂水港に関して、所有者は民間会社であるけども調整が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 末光議員の質問にお答えします。

垂水港につきまして、民間施設、待合所であります。公共として整備することはちょっと難しいかなと思いますので、また今後、お願ひまたは協議をして、何らかの方法がないかとか、そういうのを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、天満港についてお伺いいたします。

既に改修工事がなされたということでございますが、やはりバリアフリーが必要ではないかと思っております。今後の対策や予定などあれば教えていただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 末光議員の質問にお答えいたします。

天満港につきまして、和式から洋式に改修工事は済ませております。ただし、バリアフリーにするには今の現状の用地で間に合うかどうか、設置できるかどうかというのも今後検討をしてまいりたいとは思っております。

また、トイレの施設についても、ちょっとあまりにも用地が狭いので、だから別の用地が何かできるかどうかっていうのも併せて検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 今後の課題として、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

次に、白水港、大西港、明石港についてお伺いします。

こちらの港については、男子トイレ、女子トイレ、バリアフリーの多目的トイレが整備されていますが、ウォシュレットの設置予定について、あればお伺いしたいと思います。今後の予定など、決まっていれば教えていただけますでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 末光議員の質問にお答えいたします。

白水港、大西港、明石港につきましては、バリアフリーにできているところにつきましては、使用頻度を確認しながら、温水洗浄便座、ウォシュレットのほうを設置を前向きに考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 特に、私も思うことが、竹原にはウォシュレットがあるのに、この島に来ると急になくなるという現状でございます。私の知人もトイレを使う際は、スーパーあるいはドラッグストア、あるいはホームセンター等をあえて探しながら使っているという声も聞いておりますので、今後の町の対応に関して期待をして、この質問を終了させていただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

大崎海星高校の学生寮について質問いたします。

大崎海星高校の学生寮は遠方からの学生を受け入れていますが、とある保護者より、入寮の基準が大変難しく近県の子供は寮に入れないと聞いております。学生寮は、2018年に学習交流センターとして3億7,655万円をかけて整備され、その後、多くの学生を受け入れてきました。内訳は、1学年当たり男子生徒5人、女子生徒5人、合計10名、3学年で30名であります。

現在、大崎上島町といえば教育の島としてPRをしております。大崎海星高校の様々な取組も成果を上げ、少子化にもかかわらず島以外からの入寮希望者が大変に多い状況でございます。

首都圏や県外からの受験者も増え、大変に喜ばしいことありますが、その一方で、広島県内及び近県の入学希望者は寮に関して同じ待遇を受けられてなく、保護者から不満が入ってきております。担当者は、このような要望があることを把握しているのでしょうか。また、今後の対策があるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川本亮之君） 末光議員の質問にお答えをいたします。

学習交流センターは、学びの島を推進していく中で、当該学生の一定数確保や島民の学習、交流スペースの位置づけといたしまして、2018年より開設をしているところでございます。

近年、島の環境を生かして、生徒が自由に事業を企画し実施するという大崎海星高校魅力化事業の活動が注目されまして、全国より入学の希望者がございます。このため、当初1学年当たりの定員10名を超過し、入寮面接による選考を行っている現状がございます。

現時点では、来年度の入学希望の見込み数はまだ把握はしておりませんけれども、入学希望者が増加することも想定されております。当該の希望者全員が寮に入寮していただくということは、学校を選ぶ上で大変重要であるとは考えておりますが、各学年10名を超える対応につきましては、生徒を管理する人材不足、食事の提供を委託している事業者の対応可能人数の上限もあり、また運営を行う財源等の確保について、これ以上町が負担することは非常に難しいと考えております。

現在、入寮できなかった学生に対しては、大崎海星高校において県及び町の補助金、また海星高校への支援を目的としたふるさと納税等の財源を活用して、下宿生等の食事を支援していると聞いておりますので、引き続き高校を中心としてご対応をいただくことを想定しております。

あわせて、今後、広島県教育委員会に当該学生の応募状況を含めて現状を報告いたします。補助金の増額等の対応をお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 入寮できなかった生徒に対して様々な支援を行っているということでございますが、これについて具体的にお聞かせ願いたいと思います。

ふるさと納税を活用しているということでございますが、このふるさと納税は具体的に

どのような形で生徒に対して支援をしているのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川本亮之君） 目的別ふるさと納税に関してでございますが、広島版の学びの変革推進寄附金といたしまして、県より学校への支援をされるふるさと納税で、寄附者が指定した学校がその用途を尊重して、その活用計画を策定しまして活用しなければならないということになっております。広島県の納付された寄附金は、翌年度、寄附金運営経費5%を広島県が差し引いた金額を、県が予算化して該当する学校に予算として令達するということを聞いております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 次に、定員10名を超えると入寮面接を行うということでございますが、面接はどのように行い、どのような方法で決められていますでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（閑田大祐君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川本亮之君） 面接の方法でございますが、例年1月の下旬に、入試とは別に必要書類を入寮を希望される方より役場に提出をしていただきまして入寮面接を実施しております。面接官は4名で採点を行いまして、上位10名を選出をしております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） その面接後、様々な生徒が入寮する形になると思いますが、首都圏や県外からも大変現在受験者数が増えていると聞いておりますが、寮生の出身県が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川本亮之君） 今年度につきましては、広島県内は2名、いずれも安佐北区でございます。それ以外は、東京、神奈川等の県外生徒8名を今受け入れてる現状がございます。過去を見ましても、北海道から鹿児島まで様々な地域からこの寮に入寮されてるという実績がございます。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 町がこれ以上負担をするということは大変難しいという回答でござ

ざいましたが、将来のことを考えると、現在の小学1年生が町全体で約20名でございます。そのうち、近年では大崎上島中学校から町内の教育機関への進学率が約5割ほどと聞いております。そうしますと、今の20名の小学1年生が9年後受験をする頃は、10名が広島商船高専か大崎海星高校へ進学するとなれば、その半数が、約5名が大崎海星高校へ行くのではないかと予定されて想像されます。

現状の進学状況を見ますと、その9年後、3学年で島出身の生徒が大崎海星高校は約15名ぐらいになるのではないかと思いますが、この子たちがやはり高校に進学する際は、大崎海星高校が進学の選択肢としてあってもらわないといけないと思っております。

県からの廃校基準というものがあるというふうに聞いておりますが、どうしてもその廃校基準を10年後も20年後もクリアしていかなければならないと思うわけでございますが、その廃校基準が分かればご説明いただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川本亮之君） 現在の広島県教育委員会の廃校基準でございますけれども、2年連続して新入学生生徒数が20名未満、または全校生徒数が60人未満となった学校につきまして、学校活性化地域協議会の意見を聞いた上ですけれども、県立高校のキャンパス校、また特定の中学校と緊密な連携のある一体的な学校運営を行う中高学園構想への移行、最後に統廃合という3つの中でのいずれかの対応になると聞いております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光透君） 廃校基準に関して、60名とお伺いしました。県からの廃校基準、10年後は大変な基準になってくると思います。さらには少子化、そしてさらには島の人口減少などを考え、今後の対策が必要だと思いますが、町長の考えとしてはこの寮に関するどのような計画をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 大崎上島町を挙げて青少年育成、また大崎海星高校の存続にかけて、町民が挙げてこのように理解とご協力をいただいとるのはすばらしいことだと私常々思っております。

ところが、今のものを、議員おっしゃるように膨らませていくというのは、果たして将来的にどうなるのかということなんです。いろんなことを我々もよく協議しますけど、まずここにも、さっき課長のほうからも答弁しましたように、何をするにでもやっぱりそれ

を運営していく受皿としての、ただハードをつくれば物ができるんではなくて、それを結局運営していくもの、あるいは運営していく経費が要るわけなんです。そこらとの調整をきちっとバランス取ってやっていくというのを常に考えていますので、それと将来的に今の少子化や子供の減少で、今ままが先5年後、10年後、続いていくとは限らないんです。基準についても、県教委がどのように今後考えていくかというのもあって、ですから日々もう年々にやっぱり考えていく内容だと思っていますので、当然そのことは私たちも注視しながらやっていますんで、ご理解をいただきたいと同時に、今後とも町民、また町政を上げて大崎海星高校の魅力化に最大限努力していきたいと思っています。

○議長（閑田大祐君） 末光議員。

○7番（末光 透君） 全国で大崎海星高校と同じような取組をしてる学校、地域みらい留学生なんですが、169校あります。通常に考えると、やはり10年後ぐらいは大崎上島から出身者が1学年当たり5名前後になるのではないかなと思うんですが、どうしてもその60名の基準が大変難しくなるということで、このままでは10年後、やはり10年前に対応しとけばよかったですというふうな形にならないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私も、自分自身の出身校は大崎高校でございますが、木江工業高校と大崎高校が合併し大崎海星高校がありますので、ぜひ10年後も20年後も元気な姿で高校があり続けるよう、全力で頑張っていきたいと思います。

寮の拡張を訴え、私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（閑田大祐君） これで末光透議員の一般質問を終わります。

次に、下末典和議員の発言を許します。

下末議員。

○6番（下末典和君） このたび、JA広島ゆたかとJA広島市の合併が決まりました。

大崎上島町としてはどのように取り組んでいくつもりか、お聞かせください。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 下末議員の質問にお答えいたします。

令和8年4月1日に、広島ゆたか農業協同組合と広島市農業協同組合が合併し、新たな広域農協が誕生いたします。合併により、経営基盤の強化や販路拡大が期待される一方で、離島である本町農業の特色や課題が埋もれてしまう懸念もございます。

町といたしましては、町内における農協窓口機能や営農支援体制の維持を農協側に強く

働きかけるとともに、かんきつをはじめとする本町の農産物のブランド化や販路拡大について、農協と連携して進めてまいります。また、担い手の確保や地域営農の体制づくりについても、農協と協議しながら進めてまいります。

合併のメリットを最大限に生かしつつ、大崎上島ならではの農業が持続発展できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 下末議員。

○6番（下末典和君） 自分は、一応農業を今してゐるんですが、じゃけえ今後も変わらずに営農支援をお願いしたいと思いますと同時に、農業だけじゃなくて漁業のほうというか、1次産業のほうの支援をよろしくお願いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（閑田大祐君） 下末議員。

○6番（下末典和君） 最近、空き家が増えてきました。それに伴って、一部老朽化して、屋根瓦が下に落ちて危険な状態だと思います。もし、人、車の上に落ちたとき、大崎上島町としてはどのような対策を考えていますか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 下末議員の質問にお答えいたします。

近年、空き家戸数については増加傾向にあります。本町としましても、空き家、危険家屋対策としまして現地を確認し、老朽化等に伴い非常に危険な家屋と判断した場合は、相続権を有する方、もしくは納税義務者の方に対して、大崎上島町空家等の適正管理に関する条例に基づき、屋根瓦等が剥落し、家屋や通行人に被害を及ぼす可能性があり、その場合には損害賠償責任など管理責任が問われる場合もありますので、建物の取壊しなど維持保全の措置を行うよう助言を行っております。その際に、除去に対しての補助制度についてもありますので、制度についての説明も行っております。

また、危険家屋としての判断なんんですけど、危険家屋の判断は大崎上島町危険建物除去促進事業補助金交付要綱に定めておりますので、そちらで判断をしております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 下末議員。

○6番（下末典和君） 今からは、人口減少に伴って危険な家屋が増えると思われます。それに伴って危険な家屋の把握をして、どこからどこが危ないかどうかというのを町が確

実際に把握していないと、車ならまだいいんですけど、もし人の上に落ちたり、もし子供の上に落ちたりしたら、すごい大変なことになると思うので、多分町としては、落ちたときはその持ち主のほうに言うんだろうと思うけど、落とされた側はたまたもんじやないと思うので、その把握をして、必ずその下には、本当はあんまりよくないんですけど、上のほうに落ちますから、危険ですからっていうのを、コーンを置いとくぐらいはしたほうがいいと思うので、よろしくお願ひします。

これで質問を終わらせてもらいます。

○議長（閑田大祐君） これで下末典和議員の一般質問を終わります。

次に、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 今日は、東野上組トンネルの改良工事の進捗状況ということでお伺いいたします。

この件に関する議員さんは、令和3年に予算決議したにもかかわらず、もうやめたほうがえんじやないかという意見をかなり言われておりましたけども、私はせっかく町民の要望及び町道維持管理の必要性から改良が必要であると、使える町道をつくるという意味で必要であるということで提案してきたもんだと思いますので、議会決議された以上、工事は進捗すべきものだと思っておりますので、そういう意味において質問をさせていただきます。

まず1項目めで、令和3年3月定例において、東野上組トンネルの改良工事の案件が議会決議されたが、いまだに工事が進んでいないということでお伺いするということで、初年度の予算は幾らだったのか、また総予算を幾らと見込んでいたのかということと、2番も一緒に聞きます。なぜ何年も工事が進まないのか、その説明をお願いいたします。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の、初年度の予算は幾らだったのか、また総予算は幾らと見込んでいるのかの質問ですが、初年度予算は2,500万円でありました。2,500万円の内訳としては、道路概略設計、道路詳細設計、用地測量及び調査、この調査3つを3か年で行っています。当時の総工事費につきましては、1億6,000万円を見込んでおりました。

2番目の、なぜ何年も工事が進まないのかという質問ですが、令和3年度に道路の線形

を決定する概略設計を行い、令和4年度には道路の構造等を決定する道路詳細設計を実施しております。また、令和5年、6年度にかけて、工事により影響が出ると思われる用地測量並びに用地調査を実施しております。

用地測量につきましては、当該地区において地籍調査の用地立会が完了しており、その数値により測量をしておりますので、地籍調査の測量成果が法務局に納められた後、令和8年度以降に用地取得を行ってまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） これ一番最初はトンネルを壊して、掘り起こしでトンネルを壊して道路を広げるという予定だったと記憶しております。それがなぜ変更になったのか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 当初、トンネルを開渠する予定かどうかっていうのは、ちょっと工事費の関係がありまして、それをやるのであれば迂回路として回したほうが安価でできるのではないかということで、そのままになったというふうには聞いております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 私の記憶としては、掘り起こしのほうが早うて安うつくんだけども、堀越というなんか、掘り抜きというなんか、掘り抜きのほうが早いんだけども、文化財保護委員会かでトンネルをぜひ残してほしいという要望があつて工法を変えたというふうに聞いておりますんで、そのせいかなという思いもあったんですけど、その辺はどうですか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 文化財保護委員のほうでそういう話があったのかっていうのは、ちょっと聞いてはないんですけど、ただうちのほうとしては、工事を行うのに山を大分掘削しないといけないということで、それよりは迂回路を整備して工事を行うというふうには聞いております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 迂回路をつくるということで、もう用地買収がなかなか今まで進まなかつた、だからこれだけ日数がかかるつるんだという説明でよろしいですよね。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 用地買収が進まないではなくて、用地を測量してるんですけど、その地籍調査の現該当地区については、もう立会が終わってます。ただし、まだ法務局に納付されておりませんので、それが入り次第、用地交渉を行っていくというふうになっております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 地籍調査が終わらなければ用地買収ができないと、それは全ての用地買収のときに必要とされることなんですか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 用地交渉をするのに用地の確認をします。その用地の確認を地籍調査で、同じ時期に地籍調査が入っておりますので、そちらのほうでやっております。したがって、地籍調査が法務局に入ったときに、その座標値を使用してうちのほうが買収に入りたいと思っております。

地籍調査が入らずにやることもできるんですけど、入らなければ昔の公図からもう一度調査を行って、隣接する皆さんにもう一度集まってもらって座標を決めるというふうな手続が必要になります。

ただし、それをやるにすると、日数とまた別の費用がかかってきますので、地籍調査の数値を利用して買収を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） その点では了解しました。詳しい説明ありがとうございます。

では3番目、じゃあ、さっきも言われたんですが、もう一度お伺いします。

次の新たな工事開始予定はいつになるのか、また完成年度をいつに考えているのかということと、現在の総予算の見積り及びその財源はどうなっているのかということを教えていただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 渡辺議員の質問にお答えします。

まず、3番の工事の開始予定時期、また完成予定時期はいつですかということなんですが、先ほども申しましたけど、地籍調査の成果が納められた翌年、恐らく令和8年度に

納められるのではないかと思っておりりますので、令和8年度に納められたとして、その納められた翌年から用地交渉を行っていきたいと思っております。

その翌年から用地交渉を行って、この用地は町が買収をして、登記が済んだ後、その後4年間になりますので、令和9年度に用地取得をしましたら、令和10年度から工事を着工し、令和13年度に完成する計画であります。

以上です。

すいません、もう一つ、4番の現在の総予算の見積り、またその財源はという質問でございますけど、総事業費は現在約1億9,000万円を予定しております。その財源につきましては、国庫補助金並びに過疎債を充当しております。国費につきましては、約1億2,000万円を予定しております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 工事開始は分かりました。完成年度も令和13年と言うたんですかね、できるようにしっかりやっていただければと思います。

それと、現在の総予算見積りなんですが、最初のときの約倍ぐらいになっているんですけども、その辺の原因は何かありますか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 当初の予定では1億6,000万円の予定だったので、3,000万円ほどの増額にはなっております。この中身につきましては、物価高騰並びに人件費の高騰等で見直しをしているということになっております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） すいません、私の聞き間違いました。3,000万円程度でした。

それで、その財源の件なんんですけども、国が1億2,000万円、過疎債を使って70%が返ってくるということになれば、町の負担はどの程度になりますか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 国費が1億2,000万円で、残りが7,000万。7,000万円のうち過疎債が、充当が恐らく7,000万円ぐらいになるのではないかとは思うんですけど、7,000万円の場合、町の負担としましては2,100万円程度になる

と思われます。

以上です。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。すいません。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。工事の割には安くできるということで分かりました。

ちょっと財源が、町が全部負担するんだったら大変だなと思ったんですけども、この程度だというのは、町道を維持するという意味においても、町道を維持することに関して交付税も関係してくるという話を聞いておりますので、町道を維持するということは大切なことだなと思っておりますので、安心しました。

それと、では5番目に入ります。

どのような道路改良になるのか、またトンネルはどのように改修されるのか、保全されるのか、お伺いします。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 道路改良の件ですけど、迂回路としまして今の現状のトンネルを上組から入ると、左手に農道があると思うんですけど、その農道から山を越えていくという形になります。現状のトンネルにつきましては、改修工事を行う、今現在予定はありません。

現在の町道のトンネル箇所について、これにつきましては耐震強度がなく崩壊するおそれもありますので、道路新設改良工事を行って変更するものではありませんので、現在のトンネルについては、危険なため通行止めとさせていただこうと思っております。

ただし、今後、土木文化財として後世に残すべきかの判断につきまして、専門家の意見を踏まえた上で、教育委員会と十分協議をし検討はしてまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。

トンネルの保存に関してなんですけども、まだ決まってないということで、これ通行止めにすることなんですけども、なら全部、車はもちろんなんんですけども、人も自転車も全て通行止めにするという意味ですか。それと、何年から何年までこれを通行止めにする予定なんか。現在、もう通行止めしているわけじゃないでしょう。だから、通行止め

するのはいつ頃から通行止めするのか、また保全工事の保全のやり方によっては違ってくるんだと思うんですけども、その通行止めがやめることがあるかどうか、その辺について。

○議長（閑田大祐君）建設課長。

○建設課長（下川昇君）現在のトンネルにつきまして、耐震がなくて本当に危ない状態ではあるということで迂回の道路を設置します。いつから通行止めにするかということなんんですけど、これにつきましてはちょっと工事が終わって通行止めにする予定ではあるんですけど、今後地震等があって、何かの崩落する可能性が非常に高くなつたとかそういうことになると、直ちに通行止めにさせていただこうとは思います。

これを通行止めしないということが、人間だけでも通れるか、人だけ通れるかっていうことなんですが、それもちょっと危ないので、それについてもう完全な入り口と出口で閉鎖をしようとは考えております。

以上です。

○議長（閑田大祐君）渡辺議員。

○9番（渡辺年範君）完全に閉鎖することになつたら、文化財保護という意味もなくなつてくるように思えるんです。その辺のことも考えて、今後どうされるか検討していただければと思います。

終わります。

○議長（閑田大祐君）これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時より再開いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（閑田大祐君）休憩を解いて会議を再開します。

次に、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田議員。

○2番（浜田幸造君）今日は2問質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、有害鳥獣被害防止対策モデル地区事業の成果について質問いたします。

本事業は、令和2年度から令和6年度にかけて、それぞれ当初予算で200万円計上し、1,000万円かけて実施した事業だと思う。実施地区は、令和2年度で本郷地区、

令和4年度で原田地区、シトラス上島を実施したと聞いているが、令和3年度、令和5年度、令和6年度はどこの地区を実施したのか、また事業内容と成果を聞かせてもらいたい。

イノシシの捕獲頭数は、令和5年度で743頭、令和6年度で788頭と一向に減っていない。安心して農業経営ができる環境をつくるとともに、住民の安全の確保を図るために、今までイノシシの駆除、防護柵の設置などで被害予防対策を行ってきた。本年度においても、当初予算で総額1,710万1,000円を計上されている。

国の交付金事業で鳥獣被害防止総合対策交付金事業が創設されておりますけども、交付金事業の導入計画は、今後の被害防止対策を聞かせてもらいたい。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 浜田議員の質問にお答えします。

有害鳥獣被害防止対策モデル地区事業についてですが、令和2年度は本郷地区において事業費約200万円で実施しました。令和3年度については、原田地区で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送り、令和4年度、令和5年度で原田地区のシトラス上島において、事業費合計約170万円で実施しました。令和6年度については、実施する地区の選定に至らなかつたため、実施をしておりません。

事業内容については、選定したモデル地区内において研修会を開催しながら、ワイヤーメッシュや電気柵を正しく設置し、定期的に見回りや管理を行っていただき、被害状況を共有しながら対策していくというものです。

地域ぐるみで有害鳥獣対策を行うことにより、農作物や生活環境への被害軽減に加え、情報共有や防護柵の共同管理など、対策の効率化が図られ、併せて地域の安全・安心の向上や農業経営の安定、さらには地域コミュニティーの結束強化にもつながるなど、多方面での効果があったと考えています。

今後も、現状の対策と併せて交付金の活用も検討しながら、被害対策に携わる若手の人材育成やＩＣＴの活用等、関係機関と連携し有害鳥獣対策に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 浜田議員。

○2番（浜田幸造君） 今、地域経営課長のほうから詳しく実施地区や事業効果、事業の内容について答弁がありましたけれども、今後につきましては、現状の有害鳥獣被害防止

対策事業と併せて鳥獣被害防止総合対策交付金事業も検討をしながら、有害鳥獣防止対策について積極的に取り組んでいくということなので、効果の上がる有害鳥獣被害対策につながることを期待し、この質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（閑田大祐君） 浜田議員。

○2番（浜田幸造君） それでは、2問目の質間に移ります。

木江港湾の東川河口域の吸い出し防止対策は。

背後地に元海運局、元NTT、木江会館が存在する東川河口域のコンクリート擁壁の老朽化が進み、コンクリートの打ち継ぎ目が大きくなり、横方向にクラックが大きく走っており、吸い出しによる海水の出入り量が、最近大きく目立っている。

町道東側4号線の元木江幼稚園から河口に向けて、町は令和5年度に22メートル、令和6年度に40メートルの張りコンクリートを行い、吸い出し防止対策を実施しているが、県道大崎上島循環線から海岸までが未改修で、この区域の被害が心配されます。被害予防対策が急がれると思うが、今後の予防対策計画を聞かせてもらいたい。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

木江港湾の東川河口域の吸い出し防止対策につきましては、県道大崎上島循環線より上部については令和6年度、補強工事を実施しておりますが、未工事箇所については、状況を確認しながら、補修が必要であれば補修を行ってまいります。

また、県道大崎上島循環線より海岸までにつきましては、港湾施設となっておりますので、県と協議をしながら修繕の要望を行ってまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 浜田議員。

○2番（浜田幸造君） 県と連絡しながら、県のほうへ要望していくとの答弁がありました。この地区の天満区、郷区、宇浜区にかけて木江港会館整備事業が計画されております。一部事業は着手され、東川河口にフラップゲートが設置されております。今後も継続して海岸整備事業が進められていくと思われます。

このままだと、この区域の吸い出しが心配されますので、防止対策を県に強く要望するようお願いし、この質問を終わります。

質問を終わります。

○議長（閑田大祐君） これで浜田幸造議員の一般質問を終わります。

次に、信谷俊樹議員の発言を許します。

信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） それでは、介護保険の関係について分かりやすく、あなたのおっしゃるように上級法はそのままなんで、お願いいいたします。

介護保険料の被保険者の保険者ごとの納付額が、算定法の変更改正法により割合が減額導入されていますが、収支を単年度で均衡させた場合の均衡保険料率はどうなったん。国保計算とは、平均割、そして均等割、所得割、総所得などがありますけども、そのうちの1世帯当たりを7,192円ほど前年度から今年度に向けて上がります。総額じゃないんです、7,192円になってますけども、その辺のことについてお願いいいたします。

○議長（閑田大祐君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野義彦君） 信谷議員の質問にお答えします。

被用者である会社員です。40歳から64歳の介護保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付され、同基金を通じて市町村に配分されています。

被用者の介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合で負担し、被用者保険の保険者と市区町村の国民健康保険間では、加入者数に応じてご負担いただいております。お調べしましたところ、協会けんぽの令和7年度の保険料率は、令和6年度の1.6%から0.01%減の1.59%となっています。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） それでは、1つだけ教えてください。

各自治体で変動ができるというふうになっとんですけど、広島のほうはどのぐらいの変動に、どのぐらいの位置づけになっとんですか、教えてください。

○議長（閑田大祐君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野義彦君） これは、都道府県ごとに定められるということですが、広島県でも多分1.59%だと思います。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 独自でできるんなら、独自で安くという、お金がないんじゃ安く、うちはできないと思うんで、その辺のことも、先々のことを考えて上手に回してください

ださい。

この質問はこれで終わります。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 2問目に移ります。

動物管理の制度についてですけども、犬猫や地域猫を愛することはいいんですけども、管理できないなら猫を飼育しないでください。子供を産まさないでください。繁殖防止の義務化というのもちゃんと動物愛護法の中にはうたわれとんで、その辺のことを含めてお聞きします。

まず第一に、猫がノミとか回虫、ギョウチュウ、Q熱とかいろいろな病気を持つんですけども、特に猫のノミによるアレルギー、疥癬、そういうものが人間に移って、今現実的に病院に通っている方もいらっしゃいます。犬猫をかわいがるのはいいんですけども、じゃあそういう被害に遭った人はどういうふうに対応していただけるのかをお聞きします。

○議長（閑田大祐君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 信谷議員のご質問にお答えいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の所有者または占有者は適正に飼養し、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体もしくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。また、所有し占有する動物に起因する感染症の疫病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならないと規定されています。

飼い猫は、飼い主の責務を果たすよう促し、地域猫活動は適切な餌やり、餌場の清掃管理、トイレの管理、周辺の清掃、不妊去勢手術、ノミ、ダニ駆除剤の配布などの地域猫活動が円滑に実施されるよう、地域猫活動の団体と協力して進めてまいります。

感染症対策につきましても、広島県地域猫活動ガイドラインに沿って地域猫活動を推進していくことにより、周辺の生活環境が改善され、感染症予防につながるものと考えております。

地域猫活動制度の普及に向け、引き続き広島県動物愛護センターなどと連携してまいります。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 動物愛護法と管理法の中で、6条、7条、21条、22条、44条、その中にいろんな規則の集約ができれば集約してほしいというのは、町が条例でこういうことがあったら、特に44条の罰則規定の中で虐待はいけんと言いながら、片一方じや動物をちゃんと管理できてない、だからこそ今こういうことをまとめた分の中で条例をつくったらどうですかということをお聞きします。

○議長（閑田大祐君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 信谷議員のご質問にお答えいたします。

猫への無責任な餌やりなど、猫との関わり方に問題がある状態を改善していくため、まずは啓発チラシなどで注意喚起していくことが大切だと考えております。

条例につきましては、近隣市町の状況も踏まえ、広島県動物愛護センターと連携を取りながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 広島県の44町の中で、広島県で罰則を受けた方もいらっしゃいます、虐待で。その虐待が、片一方じやかわいがる、片一方じや虐待する、相反することなんで、ここのところをちゃんとするために、ちゃんとした町で条例をつくって、ちゃんとその流れを決めればこういうことが少なくなるんと。

取りあえず、健康被害に遭わないようにしてほしいので、そういう意味で条例をつくったらどうですかということをお聞きしてます。

○議長（閑田大祐君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 信谷議員のご質問にお答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたが、条例につきましては近隣市町の状況も踏まえ、広島県動物愛護センターと連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） すいません、検討はいいんですけど、検討じゃなくてやる気があるんかないんかだけ、ほいじや教えてください。

○議長（閑田大祐君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（河田弘文君） 信谷議員のご質問にお答えいたします。

まずは、条例に関しましては調査研究等を行って検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） もう最後で聞かせんけども、行政言葉で検討というのは、やりませんというふうに教えてもらうとるんで、検討じゃなくてやりますという言葉を言ってほしいんですけども、どうも難しいようなので聞かせんけども、大阪とかこの近隣でもちゃんとした条例があるんで、それを参考にしてやればそんなに大して難しい問題じゃないと思うんで、ぜひともやってください。

これで終わります。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 3番目、土地の相続登記の問題なんですけども、土地相続登記が義務化され、怠れば過料となります、大崎上島町の現状をお聞きします。

相続不動産の取得をして3年以内なら所有権移転手続ができ、引っ越しして名義人の名前や住所が変わっていても2年以内なら変更手続できます。相続した土地の所有権を放棄し、こここのところがちょっとときざんでるけど放棄して、そういうときに国庫に帰属された例がありますか。

また、遺産相続分割されないまま10年間経過したら、法定割合の分割した事例などの有無があるのかないのかもお聞きします。

○議長（閑田大祐君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 信谷議員からご質問の、土地相続登記が義務化された後の大崎上島町の現状についてお答えいたします。

令和6年4月1日以降、相続または遺贈によって取得した不動産については、相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないとなっています。

当町では、広島法務局東広島市局と連携し、2か月ごとに所有権移転等についての資料を受け取り、固定資産課税台帳の更新を行っていますが、町が過料を科すのではないため、過料を受けた件数等の把握はできていません。また、登記名義人の住所、氏名等変更登記についても同様であります。

次に、相続した土地を国庫に帰属させる制度を利用された例ですが、正確な申請件数は把握していませんが、法務局からの所有権移転資料により、現在2件の国庫帰属を確認し

ています。

遺産分割協議ができなく、10年が経過した後、法定相続持分での相続登記案件につきましても、当町での把握は困難であり、現在まで相談を受けたこともありません。

なお、これらの制度は、所有者不明土地問題の解消に向けた取組の一環であるため、町としましても死亡手続時に固定資産税の対象となる不動産を所有されてる者がなくなった場合には、納税義務者変更届の提出と併せて相続による所有権移転登記義務化に関するパンフレット等を配付しております。

この数年間、相続登記等に関する窓口相談件数は格段に増加しており、今後も制度の周知啓発に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 基本的な税の増収になるんで、国の税収なんで、状況があるけれどなかなか難しいのは分かるんですけど、国の基本税なんで、ぜひとも取り組んでいただきたいのと、その土地が凍結というか動かなかったら、そこから先の土地が、例えばこの土地があればその先に畠をつくりたいんじゃ、ただその土地がなければ、その前のところになる土地を売買しなければ奥の土地が利用できないという事例も結構あるんで、その辺のことも含めて、ぜひとも税金のためにも、国民のためにもやってください。

終わります。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 4番目ですけれども、補助金、助成金の周知の話ですけども、物価高騰の中で、町民の皆さんのが申請すれば補助金、助成金をいただける政策がたくさんあります。このような政策をお知らせするためにも、広報やいろんな方法で周知をしていただければ。

今朝ほどの赤松議員の中にも同じようなことが出たんですけども、例えばスマホ、この補助金とか、省エネ家電補助金、緑化補助金、宅配ボックスの補助金などいろんな補助金が結構あります。

ただ、住民の皆さんが多く知らんと思うのが結構あるので、そういうことについても周知するためにはどのようにしたらいいのかというのをお聞きします。これは、赤松議員が今朝ほど聞いたんで、あんまりしつこくは聞きませんけども。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 信谷議員のご質問にお答えします。

本町では、町民の皆様への支援として、様々な補助制度について検討を行っておりますが、現在のところ、議員の申し述べられた町独自の補助金はほとんど採用しておりません。

例えば、企画課としてスマートフォン購入補助金を検討した結果、スマートフォンの代理店が町内にありませんので、補助金の採用は難しいとの結論にありました。その代わりとして、スマホ教室を開催し、サービスの向上を図っております。

一方で、地域の活性化や町民のよりよい暮らしの実現を目的として、町独自の補助金等ガイドを作成し全戸に配布しております。このガイドには、各制度の採択要件、制度内容、担当課などを分かりやすく掲載しており、町民の皆様が必要な支援制度を把握しやすいよう工夫しております。

補助金等の制度につきましては、関係各課において内容を検討、精査し、町ホームページに掲載しております。町民の皆様が制度を活用しやすくなるよう、今後も情報の分かりやすさや検索のしやすさを工夫しながら広報の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 告知義務はないんで、行政側は告知義務はない。うちは申請義務がある。ただ、そのものギャップがあるんで、特にお年寄り、私みたいに高齢者は大変よく分からないので、何の補助金がどうなっとんか、そういうことも含めて、ぜひともきめ細かく優しく周知お願いしたいと思います。

これで私のを終わります。

○議長（閑田大祐君） これで信谷俊樹議員の一般質問を終わります。

次に、森ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○1番（森 ルイ君） 本日、大枠2問質問いたします。

1問目、スマート海上バスゆき姫の試験運航について伺います。

昨年度、1月13日から3月31日までの間に、スマート海上バスゆき姫の試験運航が実施され、今年度は7月25日から10月20日まで試験運航第2弾を実施しており、利用者からは便利だという声がある一方で、利用者が少なく税金の無駄遣いだという声もあり、町民への説明が必要と考えるため、次のことについて伺います。

1点目、事業の経緯について伺います。

事業を開始する前の町民への交通に関するニーズ調査ですとか、町の課題、目的、事業費などについてお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 森議員の質問にお答えいたします。

本事業は、完全離島である本町において、海上交通サービスの維持が町民生活にとって不可欠であることから、将来的な無人航行の実現も念頭に入れ、AIを活用した自動運航船システムによる海上交通サービスの試験運航を行うものであります。

昨年度は冬季、今年度は夏季に実証運航を実施し、季節ごとの利用傾向やニーズの違いを把握することで将来的な交通インフラの可能性を検証することを目的としております。

事業費につきましては、昨年度の試験運航第1弾が3,840万6,500円、うち県費2分の1となっております。試験運航第2弾、1,206万1,500円、こちらも県費2分の1となっております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 例えば、デマンドバスの試験運行ですと、試験運行を重ねて、その後すぐに実施ということになったんですが、この第1弾、第2弾をやってみて、そのまま実行に移すというお考えでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今、試験運航中であります、この後、試験運航が終わった後、昨年のアンケート結果とか実証の結果、また今年度、今やっている分の結果を踏まえて、年度末までに調査検討する予定であります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 現在のところであれば、予算をかけてそれをペイできるだけの利用者はいないと思うんですけども、今後の将来的なことも考えての試験運航と考えております。

2つ目の質問、試験運航第1弾の利用者数、曜日別、それぞれの平均などについてお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 利用者数についてですが、運航第1弾の総利用者数は80名であります。内訳は、月曜日の早朝が9名、金曜日の夜間が38名、土曜日の夜間が26名、日曜日の夜間が7名となっており、金曜日の利用者数が比較的多い傾向にありました。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） この今の数字は、事業開始前の予測と比較していかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） ここはもう全く利用者数はゼロからスタートしているので、その多い少ないはありません。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 3つ目の質間に移ります。

試験運航第1弾のアンケート調査結果や課題についてお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 利用者アンケートの結果についてですが、利用者の満足度はプラス評価が91.4%と非常に高い結果となっております。支払い可能額の平均は、1,000円で運航したんですけど、アンケートにより1,732円という結果が出ております。

本格導入時の意向についても、全体の81.4%の方が利用したいという回答をいただいております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 先ほどの利用者数の中で、同じ方が利用しているのか、別の方が利用しているのかというのには分かりますでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 正確には分かりません。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 私のほうに寄せられた意見でも、やはり利用者が少なく税金の無駄遣いじゃないかっていうことがありました。

現時点では、利用者が少ない試験運航ですので、利用者が少ないということもあるとは

思うんですけれども、今後、今第2弾を試験運航中で、第2弾の現在までの利用者数についてお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 試験運航第2弾は、9月5日の時点では総利用者数22名であります。月曜日の利用者ではなく、金曜日が2名、土曜日が17名、日曜日が4名となっております。

以上であります。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 第1弾は冬の時期に行われたということで、夏の時期、帰省で帰られる方や観光の方も増えられる時期ですので、利用が増えるかなと見込んでいたんですけども、現時点では22名で、利用者数を見ると、まだ終わってないので最後まではいつてないんですけども、思ったほど伸びてないのかなという印象があります。そのあたりについて、何か要因として考えられることがありますか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 森議員のおっしゃるとおり、昨年度冬に実証試験をして80名だったので、夏場になれば今の夏休みとかレジャーとかカープ観戦とか、いろんなことで昨年の実証試験よりは多くなると思ってたんですけど、これがやっぱり少ないとということで、こちらのちょっと大変考えてたよりはマイナスとなったことで、ちょっと頭を抱えてるんですけど、その要因はやっぱり夏休みの期間中です。やっぱり子供さんとかと一緒に出るときは家族で車で出たり、そういったことが多くあるのかなというようなことで、今まだ期間中ではありますけど、夏休み期間中はそういったファミリーの移動ということで車が多く利用されたというような捉え方を今しております。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） この利用に関しては、事前予約制となっているんですけども、予約がなかった場合には運航自体を、船を走らせないということになっていたと思います。第1弾のときは、予約がなくとも走らせていたということで、この第2弾、今の時点までどのくらい、運航日数と走らせなかつた日数っていうのは数字として出ておりますか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今手元に資料はないんですけど、それも曜日別で分かるの

で、それまた一覧表をご提出はいたします。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 現在まで、まだ試験運航中なので、本格的なアンケート調査というのに行われてないとは思うんですけども、船内で利用者の方からお話を聞いたりですとか、予約の際に何か連絡事項などで内容についてですとか課題について何か吸い上げができたものがあれば教えてください。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） そういうアングレートの中身とか意見は、もう運航が終わつた後、まとめて調査する予定としております。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 町のほうにも、このゆき姫についての意見などは入っておりますでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今議員の言われた問合せは、直接はありませんけど、町のホームページのほうへ、盆に、8月15、16日で3件、9月2日、3日で2件、計5件の問合せが入っております。

この問合せなんですけど、批判めいたちょっと内容であります、うちもそれに回答しなくちゃいけないということで、回答文を作成して、その送られた方に返したんですけど、初めの盆の3件が、1件は相手にメールが届いたんですけど、2件はもうメールが届かないような状況になっておりました。9月もそういう内容でまた来たんですけど、これ発信のIPアドレスが1つで、多分なりすましじゃないかというような感じで届いております。それを一個一個全部対応するのは、ちょっとやっぱり公務に支障があるということで、第2弾のほうは答えてはないんですけど、そういうとこでなりすましのような形で、1名の方だと思うんですけど、そういう人が非難のメールが入つてます。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 私のほうに寄せられた意見も、メールで送られてきたんですけども、8月の半ば頃に送られたもので、このような事業をやることについての町長や役場の責任について問うような内容がありました。議会がこの事業をなぜ通したのかという議員に向けての批判ということではなく、このような決定をしたということに関する町長や

役場の責任ということについて書かれておりましたので、町長にお伺いしたいんですけども、このゆき姫の試験運航を第1弾、第2弾と実施することになったお考えについて、また今後については後ほど課長のほうにもお伺いしますけれども、それも併せてお願ひします。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員のご質問にお答えいたします。

そもそも、この対象、エイトノットという会社と広島商船高等専門学校の関係の研究課題という形で発信をさせていただきました。それには、国が協力し県が協力しということで、3年を経過して今4年目に入っています。

そういう中で、今回は町としてさらに、今まで非常に小さなボート的なものから始まり、そして規模を3年かけて大きくしてきて、実用に、実装に近い形まで至ったということで、そのバンカー・サプライというような業者のほうが協力をいただいて、自動航行ができるようなところまで対応をして、実現に向けて協力したいというところもありました。

そういう意味で、町で独自に個別の思いでというよりも、周囲のそういった期待に応えるという意味も含めて、特に国ほうにつきましては国交省離島振興課のほうが、ぜひこの自律航行船の部分で、規制緩和という時期はまだもうちょっとかかるかもしれないけれども、かなり、いつそれが認められるか分からぬけれども、できるだけ実績が高まれば高まるほどその可能性が高まってくるんで、ぜひ頑張ってほしいというエールもいただいでのことでございます。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 近年、大崎上島町においては、明石のフェリー航路ですとか高速船の休止など、フェリー航路についての今後の存続についていろいろと検討がなされたり廃止になったりということがあります。

今後のことを考えますと、人口が減ってくる中で利用者も減ってきますし、燃料の高騰など、船員の確保の難しさなどもありまして、今後5年後、10年後を考えると、今のフェリー航路を維持できるかどうかというところにも関わってくるのかなと思うんですけども、今後この、今回に関しては日中はフェリー航路がありますので、夜間ですとか早朝の試験運航になりますけれども、将来的にはそのほかの航路、もしくは観光などについて

のお考えもあるかどうかということについてお伺いします。

また、近々竹原の事業者さんがゆき姫を利用したイベントを考えていらっしゃるようですが、その辺、町としてもそのようなイベントを計画する予定があるかということも併せてお願ひします。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいた、竹原とぜひいろんな形で、航路についても高速船が今休止という形になって、大長から竹原の便がなくなってるということも含めて、それと竹原市にとどても大久野島への竹原港からの便、これについても今そういった状況にあると。

ですから、竹原としてぜひメバル港も含めて大久野島のルート、そこら辺を観光として一緒になって考えてもらえないだろうかという市長からのオファーはいただいております。それに応える部分はもちろんですけれども、今森議員がおっしゃった観光面でどういう使い方ができるかというのは、まずはそこを、最低限のところを形として整えて発展形を考えていけたらというふうに、竹原市長とはイベントの要するに周知というのも含めて一緒に考えていきたいというふうに申出を受けているところでございます。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 課長にお伺いしますが、まだ第2弾は終わってないんですけども、今後について今町長にはお伺いしたんですが、何かお考え等ありますでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） やっぱり海上交通だけの運営といったら、もうこれは到底赤字の事業になるのはもう分かり切ってます。その上で、日中とか走らすときには、やはり定期航路があるので、その時間の旅客の運航というのはできないということで、先ほど町長が申しましたように観光、こちらのほうへどういうふうに力を入れていくかということで、議員も先ほど言われました、まずゆき姫を知ってもらうのにバンカー・サプライさん、事業者のほうと竹原のお店のほうがコラボして、9月14日にディナークルーズを開催して認知を広めていくということで、40名の定員のところがもうすぐいっぱいになつたというような話も聞いてますから、その辺の成功例を聞きながら、本町のほうもどういった取組をしてどういうふうに広げていって観光で活用できるかということを、今後調査研究して実施していきたいというふうな考えであります。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 今のイベントに関しては、例えば視察といいますとか、町の職員、企画課長ですか地域経営課長、今後の観光のことなども考えて、などが一緒に見せていただくような予定はあるんでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今のところちょっとお伺いしたんですけども、いっぱいだということで、今回は入れないということで、また終わった後にいろんな話を聞いてみようとは思っております。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 地域経営課長にお伺いしますが、これに関して竹原の事業者さんが企画されてるということで、今後大崎上島町としても町内の事業者さんなどと話もしながら、似たようなイベントを開催するというお考えはありますか。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 森議員の質問にお答えします。

すいません、竹原市さんがそういった事業を行うのを今初めて知ったんですけども、ゆき姫を活用してそういったことが大崎上島町として可能であるのならば、生産者の方々、商工会の方々と相談をしつつ、開催に向けて検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 試験運航ということですので、第2弾が終わった後のアンケートなども考えながら、今後どうしていくかということを議会としても考えていきたいと思います。

1つ目の質問は以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 2問目の質問に移ります。

主権者教育について。主権者教育とは、国や社会の問題を自分事として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成する教育で、具体的には政治の仕組みや社会の課題について学び、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることなど、公正な判断力と社会参画意識を育むことを目的としており、選挙権年齢の引下げを受け、社会全体で取り組むことが求めら

れています。

大崎上島町の主権者教育について、次のことを伺います。

1つ目、町立小学校、町立中学校における主権者教育の現状と課題について伺います。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

学校教育における主権者教育については、議会制民主主義に定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感を持って政治に参画しようとする国民の育成や、18歳への選挙権年齢の引下げによる小・中学校からの体系的な指導の充実等の観点から、現状といたしましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、社会科等を中心に指導が行われているところであります。また課題といたしましては、教員の企画運営力の育成、学校現場の裁量と支援体制、子供自身の主体性の育成機会などが上げられます。

今後の方針につきましては、よりよい社会の形成に参画しようとする力を育まれるよう、児童・生徒が自分と社会の関わりに気づき、社会の機能やその意義等について認識を広げ深められるように、引き続き努めてまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） ほかの市町の議会においては、小学校や中学校に議員が出向き出前講座をするということがあるんですけれども、これについてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 今、森議員の質問で、そういったことを他市町でやっているということを今知りました。そういったことも踏まえ、また教育委員会議等でもやっぱりそういったことは相談するべき案件ではあるんではないかと思われますので、そういったことが、また学校も年間を通した予定等は既に組んでいるところであります。そういったことも踏まえて、そういったことが現実的にできるかどうかも検討していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森ルイ君） 大崎上島町は、本年3月に選挙がありまして、その際、選挙活動中に下校中の中学生などと会うことがありました。小学校のときに接点のあった子供たち

でしたので、ちょっと様子を見ていたところ、選挙のポスターの貼ってある看板の前に立ち止まって何か話をしながら見ていたので、少し聞いてみようと思って、またこの何年後かに皆さんの顔がここに貼られるかもしれないよっていう話をしたら笑ってたんですけども、身边にいる人が議員になっていたりですとか、一度会ったことがある人が議員としているということ自体が子供たちにとっては身近な存在になると思うんです。

なので、先ほどの出前講座というのも、政治的な中立性、教育現場においては公平なものが求められますので、個人の主張などをする場ではなく、議会の仕組みですとか議員の仕事について話すということが多いんですけども、そうやって地域の議員がどういう人なのかっていうことを知る機会をつくることで、政治というとちょっと遠いことに感じるかもしれないんですけども、身近な町のことを決めている大人がどういう人なのかっていうことを知る機会にもなるのかと思います。

来年度の予算を考える時期にもなりますので、そのあたりも踏まえて考えていただければと思います。

また、意見交換会や議場見学などもやっている議会があります。次の質問で子ども議会の開催について伺うんですけども、以前私民泊を受けたときに中学生に、議長に許可を得まして、家業体験の中で議場の見学をしてもらったことがあります。本町の中学生ではないんですけども、どのような反応をするかなっていうところを見ていきましたら、思っていた以上に関心を持って、議場に入ることはもちろん初めてということで、どういうふうに行われるか、こちらに執行部が座ってこちらに議員が座って、こうやってここで質問しますというような説明をしたんですけども、私が思っていた以上に興味を持って話を聞いてくれました。

なので、本町において議場の見学などは今までなかったのではないかと思いますが、そのあたり、今後考える予定はありますか。

○議長（閑田大祐君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君）　森議員のおっしゃるとおり、子供たちにとって今まで見たこともないところ、議場についてはだと思います。

この件につきましても、教育委員会、また議会事務局等とも協議が必要だと思いますけども、また先ほど申しましたとおり学校の行事等もあります。教育委員会、学校、議会事務局等と協議検討しながら進めることも可能だと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 2つ目に移ります。

子ども議会の開催についてのお考えをお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 森議員の質問にお答えします。

子ども議会は、子供たちが民主主義や議会制度の仕組みを体験することにより、政治や選挙を身近に感じ、地域課題への関心を高め、町とのつながりを実感する貴重な機会であると考えています。

しかしながら、子供が行政の仕組みや財政状況を十分に理解していない場合には、大人の意見をそのまま発信してしまうケースも見受けられるため、事前に町の予算や行政の仕組みについて学ぶ機会を設けることが、子ども議会の成果を高める上で重要であると認識しています。

子ども議会への参加に向けた準備は、学校生活における負担となる可能性もあることから、今後、議会事務局、教育委員会、各学校と十分に協議を行い、子供たちにとって有意義かつ無理のない形で開催できるかを検討してまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 大崎上島町には大崎上島学というものがありまして、総合的な学習の時間などで行われているんですけども、思考力、判断力、表現力、主体性を養うということで、SDGsに関する発表などをされることもあります。小学生も中学生も皆さんが疑問に思ったことや興味を持ったことについて調べて発表してるので聞いたり拝見したことがあるんですけども、非常によくまとめられているなと思うことがよくありました。

その大崎上島学でまとめたことをつなげて、子ども議会において何か提案ですとか質問をするというのがいいのではないかと思ったんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） おっしゃるとおりです。

ですが、私はここへ就任当時いろんなことを考えました。実は、前任地では子ども議会を積極的にやっていました。それを比較したときに、じゃあ大崎上島町の児童・生徒

たちが地域課題や住民との関わりが少ないかというと全然違っていて、逆に本町の子供たちは大崎上島学を通じて自分で自ら体験し、地域と関わり、地域課題は十分認知しとると思います。

そういう意味では、子ども議会というのはその一つの、ある意味ではそれを手段とした、手段なんです。子ども議会が目的ではなくて、その手段の一つとしてそれは取り上げられているだけで。ですから、子ども議会の実施の有無が子供たちに地域課題やそういう見詰める目を持つかどうかという問題ではなくて、その根本にある、小さい時期から地域と関わり、地域住民の人たちにしっかりと見守っていただくということが十分できているんで、私はそこまで求めてないんです、実は。

だから、子ども議会をやることがそういう課題を解決していくことではないから、逆に子ども議会をやりましょうやりましょうとか提言しましょうっていうような機会をあえて設けてないんです。それはなぜかというと、学校が今以上に時間を費やして、ある意味では子ども議会が目的になってしまって、本来の大崎上島学が薄れるんじゃないかということを危惧しているからです。そのことは十分理解していただきたいんで、もしいろんなことができるしたら、子ども議会と言わずに、例えばいろんなことを発表するとか、さつき議員さんおっしゃったように、発表する機会とか提言する機会とかというもので十分子供たちに主権者教育の目的は達成すると思って、今の現状を保っています。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 今、教育長がご答弁いただいたんですけども、私の考えとしては、子ども議会が目的というよりは、大崎上島学の発表やまとめたものがすばらしかったので、それを例えば町長に直接聞いてもらったりとか、それが予算がついて実際に何か物事が動くという経験につながれば、より一層、ただここまでやりましたというところからさらにつなげられるのではないかという思いで子ども議会について質問をしました。

子ども議会を絶対やったほうがいいということではなく、大崎上島学の延長線上として、ほかの発表の場でももちろん構わないんですけども、なるべくたくさんの大人の目に触れたほうがいいなと私は感じたので、子供たちがこんなに考えているんですよと、町のことについてこれだけ調べているんですよっていうことが分かるように、例えば子ども議会をやったら広報紙に載ったりですとか議会だよりに載ったりっていうことで、より多くの方に触れる機会にもなるかなという意味で提案しました。それについていかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 今、いいアイデアをいただきましたんで、例えばじかにじやなくとも、今オンラインでしっかりとそれを発信するような機会も設けれますので、町の執行部の方に見ていただくとかというのは検討したいと思います。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 3つ目の質間に移ります。

若年層に向けた主権者教育についてということで、小学校、中学校については先ほどお伺いしたんですけども、高校生ですとかそれより上の年齢の若い世代についての主権者教育についてお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 森議員の質問にお答えします。

将来の有権者である若者が、早い段階から社会参画への意識を育むことに重要性を町としては認識しています。若年層に向けた主権者教育は、若者が自ら社会の課題を考え、意見を持ち、主体的に社会に関わる力を養うことを目的としております。平成28年の選挙権年齢の引下げにより、18歳以下が投票できるようになったことから、政治や社会参加について学ぶ機会の必要性が高まりました。

これを受け、当時は広島商船高等学校や広島県大崎海星高校に出向き、主権者教育の講座を実施していましたが、現在は実施できていない状況にあります。

選挙は、未来の社会をつくるための重要な仕組みであり、投票を通じてこういう社会にしたいという個人の意見を反映することが可能です。

まずは、若者に選挙や政治への関心を持っていただくことが重要であると考えますので、今後、町内に所在する高等学校と協議を行い、主権者教育の講習会が開催できるかを検討してまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 現在、大崎上島町においては私が最年少ということで47歳なんですけれども、ほかの市町の議会では20代、30代の議員もいらっしゃいます。30代の議員がいてもいいんじゃないかなとは思うんですけども、やはり若い世代の方たちが魅力に感じるような議会にしていく必要はあると思うんですけども、そのような情報に触れる機会ですとか選挙に挑戦してみようと思えるような、やっぱり情報発信や啓発とい

うことは必要だと思います。

全国の都道府県議会議長会と全国市議会議長会と全国町村議会議長会の3議長会で、ホームページに載ってるんですけども、これから地域を担う児童・生徒、学生に、身近な課題を自分のこととして考え、議論し、合意形成を図ることの大切さや地方議会、議員の役割を周知するため、若者や子供に人気の漫画、葬送のフリーレンのキャラクターを掲載した、議会の主権者教育リーフレットを作成しましたということで、小学生、中学生向けのものと高校生、大学生向けのものがそれぞれありますと、これを学校教育においても使用していいということで記載されております。

また、これが権利の関係で2028年3月末までは利用ができる、令和10年までは利用できるということですので、このようなリーフレットも、印刷しなくてもデジタルで活用できればと思いますので、ほかの市町で市や町のホームページにこのリンクを張っているところもありますので、このようなものを活用するのもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） そういうリーフレットがあるっていうことをちょっと認識してなかったので、今後それを確認させていただいて、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 4つ目の質問に移ります。

男女共同参画の推進に基づいた女性の政治参画に向けた取組について伺います。

○議長（閑田大祐君） 住民課長。

○住民課長（亀井成美君） 森議員の質問にお答えします。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は、平成30年5月に施行され、令和3年6月に一部が改正されました。改正の背景として、政治分野への女性の参画が諸外国に比べ大きく遅れていることが上げられています。

住民課としましては、令和6年度にアンケート調査を実施し、大崎上島町第3次男女共同参画推進計画を策定しております。女性の政治参画に向けた取組に絞っての研修は行っておりませんが、毎年男女共同参画に関する研修を町民、職員、女性会、企業関係者等を対象に行っております。また、広報大崎上島の人権の視点でも男女共同参画に関する記事を掲載するなど、意識向上に向けた啓発活動を行っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 私は、この4月から2期目になるんですけれども、1期目の選挙のときに立候補する際に、いろんな方からお話を伺ったところ、大崎上島町が合併してその当時で20年近くになるんですけれども、その間に女性が立候補することがなかったというふうに伺っております。また、立候補を考えていたけれども、恐らくご家族やご親族から止められたという方もいらしたのではないかと思います。

女性の議員、ほかの市町においても女性の議員は少ないんですけれども、女性の議員が二、三人いてもいいよねという話をほかの議員としたこともあります。なかなか選挙に出るというのはいろいろな障壁があると思うんですけれども、その選挙に出る、立候補者をつくるというよりも、その前段階においても、この場で意見を発表するとか、いろいろな会議などで女性の方も委員になられてる方も多いんですけれども、そのような場をつくりていくことですか、先ほど子ども議会の話をしたんですけれども、女性議会というものを、女性に限って意見を言う場をつくるという意味で、女性に限ってそのような模擬議会をするという市町もありますので、そのように少し今までよりも積極的に女性が意見を言う場ですか、この政治に参画できるようなものをつくりていくというのがいいのかと思うんですが、女性の模擬議会や意見交換会などについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 現在、我が国の地方自治体における女性議員の割合は約15%にとどまっており、国際的な水準に比較しても依然として低い状況にあります。

特に町議会においては、女性議員が一人もいない自治体も見受けられ、政策形成の過程において女性の視点が十分に反映されていない現状があります。

こうした課題を踏まえ、地方自治体が優先して女性の政治参画を推進することは、地域社会における多様な意見を政策に反映させる上で極めて重要であると認識しております。

今後も、女性が政治に参加しやすい環境整備をはじめ、政治人材の育成や住民意識に向けた取組を着実に進めてまいります。

基本的に、政治参画に関する啓発セミナーの開催とか若年層に向けたキャリア支援、女性のキャリアを支援してロールモデルを紹介したり、そういうようなところも検討してまいりたいと思ってます。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） これはちょっと議会事務局の管轄になるかもしれないんですけども、議会の傍聴は女性の方がたくさん本町においては来られております。女性に限らずなんですけれども、傍聴をされた方などに意見を聞いたりですとか、そのような双方向の形にして、聞くだけではなく意見を言える場をつくっていくというのもいいのかなと思うたりするんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 女性会の方が毎回傍聴していただいているっていうことも認識しています。また、アンケートとかそういうことについて実施をしたことではないんですけども、少しずつ知り合いの方から声を聞いたり、これがよかったです、これが悪かったですっていうようなところも聞いてます。議会の運営の仕方についてもいろんなアドバイスをもらってますので、それを形にしていくような方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 先ほど住民課長からもご答弁がありましたが、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律においては、地方公共団体が行うこととして、実態の調査及び情報の収集等、先ほど言ったアンケートなどもそうなんですけれども、また第7条では啓発活動、第8条においては環境整備ということで、議会の欠席事由の拡大などについて書かれております。

私自身も、親の介護などで議会をお休みさせていただいたことがありますので、ほかの県内の市町の女性議員と話をすることもありますが、やはり育児をしながら議員をしていくというのはなかなか大変なところもあるそうで、今後そのようなことも踏まえて、こちらの議会側でも整備をする必要があると思いますし、町のほうでも必要な策は取っていただきたいと思います。

また、人材の育成等についても10条で書かれておりますので、この政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づいて今後も進めていただければと思います。

5つ目の質問に移ります。

主権者教育に関する子どもの権利条例の制定について伺います。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

子どもの権利条例は、国連総会において、1989年、平成元年に採択された子どもの権利条約を日本では1994年、平成6年に批准し、それ以降、地方自治体において子どもの権利条例の制定が進められ、2024年、令和6年5月時点で全国で69の自治体で条例が制定されていると認識しておりますが、条例の内容的には、子供を守られる存在だけでなく権利を持つ主体として位置づけ、子供の権利を具体的に保障するための制度や仕組みを定めるものと認識しております。

主権者教育に関連する子どもの権利条例の制定についてとの質問についてですが、主権者教育は、事業や活動の企画運営を担う人々が子供の権利を理解し実践に生かすための教育でもあり、主権者教育との関連では、子供の権利を理解し子供参加を促進できる人材育成や、福祉、教育、まちづくりなど複数部門の連携強化などが重要とされており、一方、課題としては、子供参加の実効性、職員の理解不足、人材、予算の不足などが課題として上げられます。

そのようなことを踏まえた上で、子どもの権利条例の制定につきましては、県内他市町の動向等を鑑みながら、先進事例などの情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 今、主権者教育と聞こえてしまった、主権者教育でよろしいですね。はい。

この主権者教育に関連する子どもの権利条例ということで、恐らく広島県内ではまだ制定がないようです。広島市で検討はされたことがあるなんですかけれども、私のほうの手元に2025年、令和7年4月時点で約80の、県も含めてなので、課長が先ほどご答弁いただいた数が県を除いた数かもしれないんですけれども、徐々に増えているという感じで、まだ少ないんですけれども、このような子供に関する条例の制定をすることによって、この町が子供に対して意見を尊重するですか、そのような姿勢を見せるという意味でこういうものがあつてもいいのではないかと思います。川崎市が恐らく初めに制定されたと思うんですけども、平成13年、2001年に施行されたということで、かなり前からこのようなことに取り組まれております。

これについて、町長のお考えを伺います。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員のご質問にお答えいたします。

国際条約上だけではなく、日本国憲法上も大切な事項だというふうに基本的認識を持つております。つきましては、まだ準備不足の点がございます。そこら辺で全体を、関係団体、あるいは町内のご意見も踏まえながら、これに向けて努力をしていってみるということは大前提で考えていくべきだと思います。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） 先ほど学校教育課長が答弁いただきました、子どもの権利条約を踏まえてこども基本法がつくられまして、第11条においては子供施策に対する子供等の意見の反映ということで、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できることということで、こども基本法の中でも様々定められていることがあるんですけれども、それを大崎上島町として子供に対してこういうふうに対応していきますよという姿勢を見せるという意味で、今後この権利条例に関しても検討していただければと思います。

私の質問は以上です。

○議長（閑田大祐君） これで森ルイ議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

10日9時から開会いたします。

午後2時15分 散会